

第1次甲州市総合計画

# 甲州市まちづくりプラン

「豊かな自然 歴史と文化に彩られた  
果樹園交流のまち 甲州市」

基本構想・基本計画

平成20年3月

甲 州 市

# 目次

第1部 序論	1
第1章 はじめに	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の性格と役割	3
第3節 計画の点検・評価	4
第4節 計画の構成と期間	5
第2章 甲州市の特性と課題	6
第1節 甲州市の概要	6
第2節 まちづくりに生かすべき特性	11
第3節 甲州市を取り巻く社会・経済動向	14
第4節 市民意識調査の結果	17
第5節 甲州市の発展課題	18
第2部 基本構想	22
第1章 甲州市の将来像	23
第1節 まちづくりの基本視点	23
第2節 まちづくりの将来像	24
第3節 将来像実現のための基本目標	25
第4節 将来人口の想定	26
第5節 土地利用の基本方針	27
第2章 施策の大綱	28
第1節 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	28
第2節 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	30
第3節 快適で安心して暮らせるまちづくり	33
第4節 自然と共生する環境保全のまちづくり	36
第5節 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	37
第6節 ともにつくる参画と協働のまちづくり	39
第3部 基本計画	41
第1章 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり	42
第1節 果樹・農林業	42
第2節 ワイン産業	47
第3節 観光・交流	50
第4節 商工業	54

第5節	雇用・勤労者福祉	57
第2章	健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり	59
第1節	子育て支援	59
第2節	健康づくり	63
第3節	医療	67
第4節	地域福祉	69
第5節	高齢者施策	72
第6節	障害者施策	75
第7節	社会保障	78
第3章	快適で安心して暮らせるまちづくり	81
第1節	土地利用	81
第2節	市街地	83
第3節	景観形成	86
第4節	道路・交通網	89
第5節	住宅・宅地	92
第6節	地域情報化	95
第7節	治山・治水	98
第8節	消防・防災	101
第9節	交通安全・防犯	105
第10節	消費者対策	108
第4章	自然と共生する環境保全のまちづくり	110
第1節	環境保全	110
第2節	環境衛生	113
第3節	水道	116
第4節	下水・排水処理対策	118
第5章	心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり	121
第1節	幼児・学校教育	121
第2節	青少年健全育成	125
第3節	生涯学習	127
第4節	生涯スポーツ	130
第5節	地域文化	133
第6章	ともにつくる参画と協働のまちづくり	136
第1節	協働のまちづくり	136
第2節	地域活動	140
第3節	男女共同参画・人権の尊重	143
第4節	自治体経営	146

# 第1部 序論

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

地方分権\*の一層の進展をはじめ、これに伴う三位一体の改革\*の推進や協働によるまちづくりの時代の到来など、社会・経済情勢は急速に変化し、あらゆる分野において大きな変革期を迎えています。

本市は、こうした動向に対応し、自立した自治体を構築するため、平成 17 年 11 月 1 日に、塩山市、勝沼町、大和村の 3 市町村の合併によって誕生しました。

しかし、合併協議時には考えられなかった国の税財政制度の変革や、人口減少と少子高齢化の進行により、本市の財政状況が将来にわたり悪化することが予想されます。持続可能な自立した地方自治体として、行政改革や財政基盤の確立は喫緊の課題となっています。

また、行政ニーズが多様化し、すべて行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界があり、市民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があります。

効率的かつ効果的な行政システムの構築や自立性の高い市民コミュニティの確立のため、市民とともにどのようなまちづくりを進めていくか、市民と行政の役割を明確にしつつ、本市の進むべき方向の明確化と、それを実現する実行力が求められています。

このような現状と課題を踏まえ、新しいスタイルの自治体を市民参画・協働のもとに創造していくため、合併時に策定した「甲州市まちづくり計画」を基本にしながら、市民、事業者、行政の共通目標として、また、自立した行政運営の指針として、ここに「第1次甲州市総合計画」を策定します。

\* 地方分権：国と地方の役割分担を見直し、国がもっていた権限などを地方自治体に分散させること。

\* 三位一体の改革：「国庫支出金の減」、「税源の移譲」、「地方交付税の見直し」の 3 つを柱とする地方の自主性の強化と財政の安定化に向けた改革。

## 第2節 計画の性格と役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく市の最上位計画としての位置づけを踏まえるとともに、今後の本市のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

### 役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

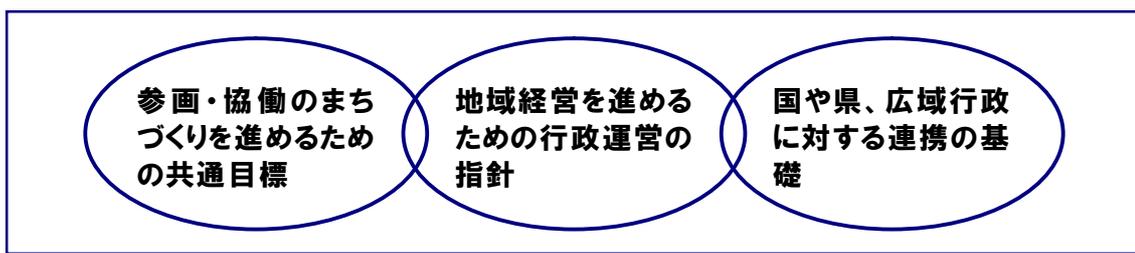
### 役割2 地域経営を進めるための行政運営の指針

本計画は、市行政において地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行政運営の総合指針となるものです。

### 役割3 国や県、広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や県、東山梨行政事務組合等の広域的な行政に対して、本市のめざすまちづくりの実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

[総合計画の役割]

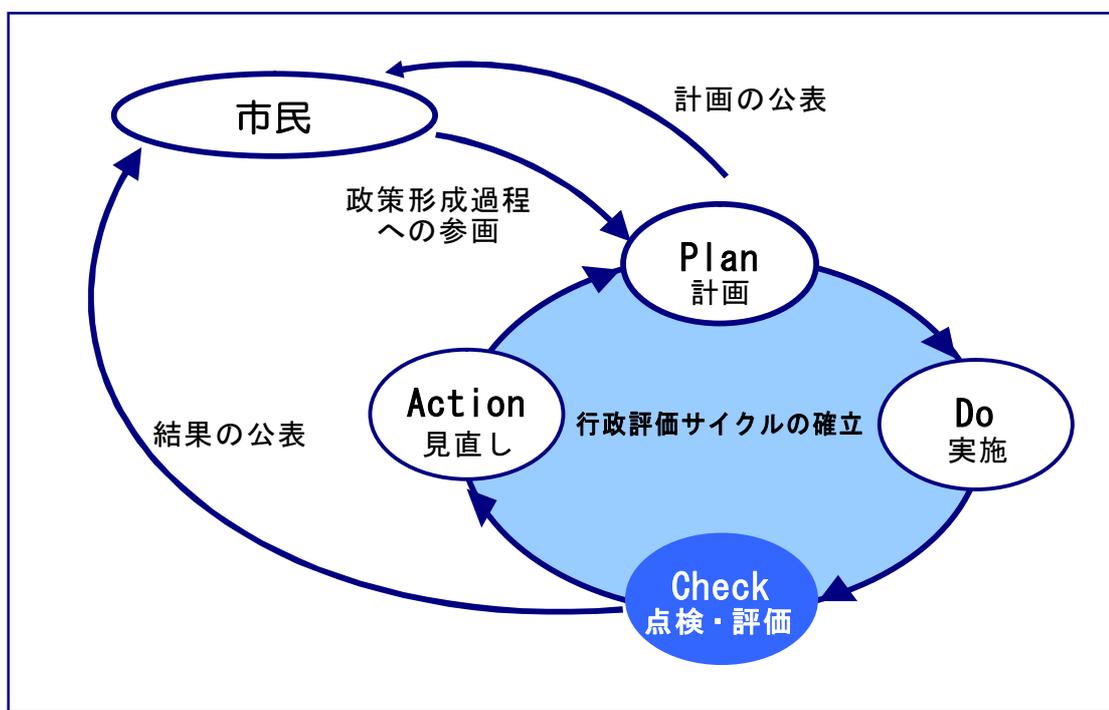


### 第3節 計画の点検・評価

本計画の性格と役割を踏まえ、本計画を地域経営の指針として活用するため、将来像実現に向けた主要施策に成果目標を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、市民にわかりやすく公表するなど説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指します。

[行政評価サイクルと市民参画のイメージ]



## 第4節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

### 基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、社会経済動向を総合的に勘案し、本市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものであり、平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年度とする10か年の長期構想です。

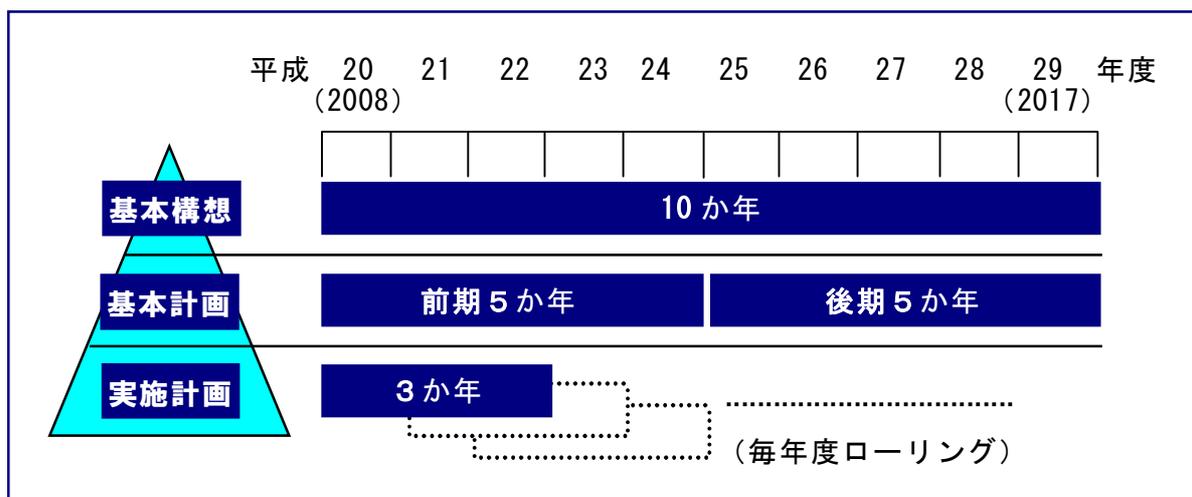
### 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたものです。計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10か年とし、社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年に見直しを行います。

### 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3か年計画として別途策定し、ローリング方式\*により、本計画の進行管理を行います。

[第1次甲州市総合計画の構成と期間]



\* ローリング方式：毎年計画を見直す方式。

## 第2章 甲州市の特性と課題

### 第1節 甲州市の概要

#### (1) 位置と地勢

本市は甲府盆地の東部に位置し、北東側には秩父多摩甲斐国立公園の大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、大菩薩峠から連なる柳沢峠を分水嶺として、北は広大な山岳地帯が広がり、柳沢川、一之瀬川が奥多摩へ流れ多摩川水系の源流地帯となっています。南は山岳部と平坦部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がっています。市街地の南西部の標高 330mから大菩薩嶺(2,057m)がある東部や北部の山岳地帯まで標高差のある地形になっています。

本市の西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約 100km 圏内に位置しています。

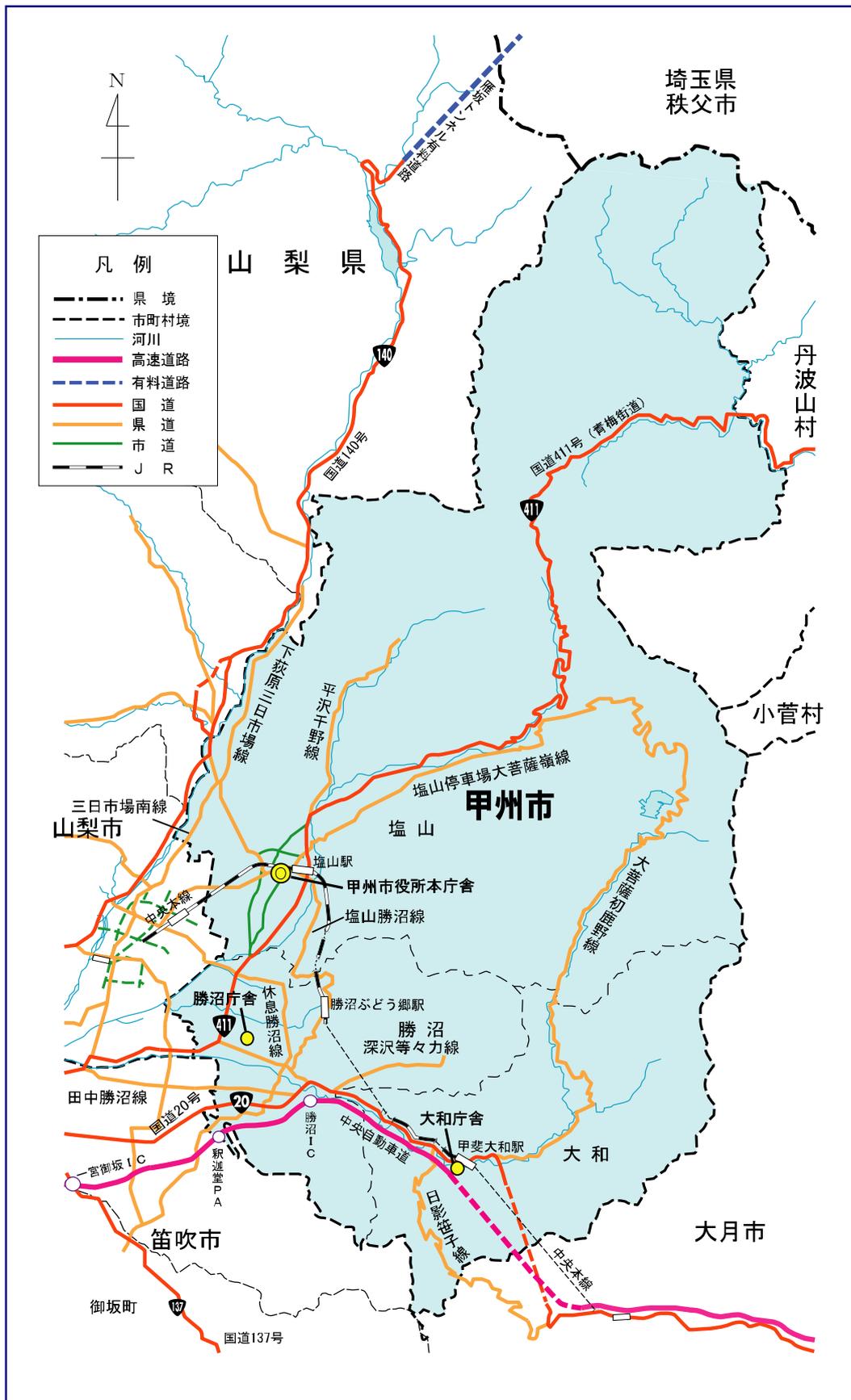
本市の総面積は、264.01 km<sup>2</sup>で、山梨県の総面積の約 5.9%にあたります。

土地利用の状況は、宅地 7.4km<sup>2</sup> (2.8%)、農用地 21.8km<sup>2</sup> (8.3%)、森林等 210.9km<sup>2</sup> (79.9%)、その他 23.91 km<sup>2</sup> (9.0%) となっています。

[甲州市の位置図]



[甲州市の全体図]



## (2) 人口等の動向

本市の総人口は、平成 17 年国勢調査結果では 35,922 人で、近年の推移をみると、前回の平成 12 年調査から 1,003 人の減少、平成 7 年調査からの 10 年間では 2,124 人の減少となっています。

世帯数は、平成 17 年では 11,666 世帯で平成 12 年の 11,547 世帯から 119 世帯と微増傾向にあります。また、一世帯当り人数をみると、平成 17 年では 3.08 人で平成 12 年の 3.20 人から 0.12 ポイント減少し、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、年齢階層別人口は、年少人口（14 歳以下）は 5,099 人（14.2%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 21,245 人（59.1%）となっており、人数、構成比率ともに前回の調査より減少傾向にあります。一方、老年人口（65 歳以上）は 9,578 人（26.7%）と前回の調査より人数で 734 人、構成比率で 2.7 ポイントともに増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

### 【人口等の動向】

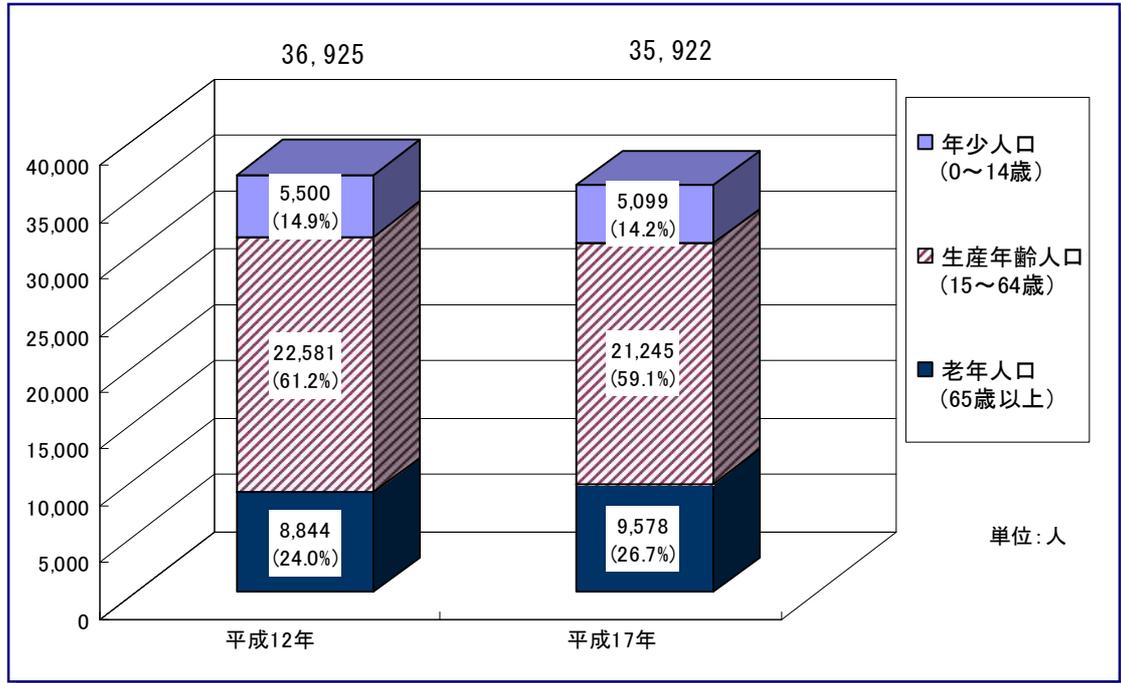
（単位：人、%、世帯、人／世帯）

項目	年	平成 7 年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	年平均増減率	
					H7-H12	H12-H17
総人口		38,046	36,925	35,922	△0.59	△0.54
年少人口 (14歳以下)		6,058 (15.9%)	5,500 (14.9%)	5,099 (14.2%)	△1.84	△1.46
生産年齢人口 (15～64歳)		24,099 (63.3%)	22,581 (61.2%)	21,245 (59.1%)	△1.26	△1.18
老年人口 (65歳以上)		7,889 (20.7%)	8,844 (24.0%)	9,578 (26.7%)	2.42	1.66
世帯数		11,618	11,547	11,666	△0.12	0.21
一世帯当り人数		3.27	3.20	3.08	—	—

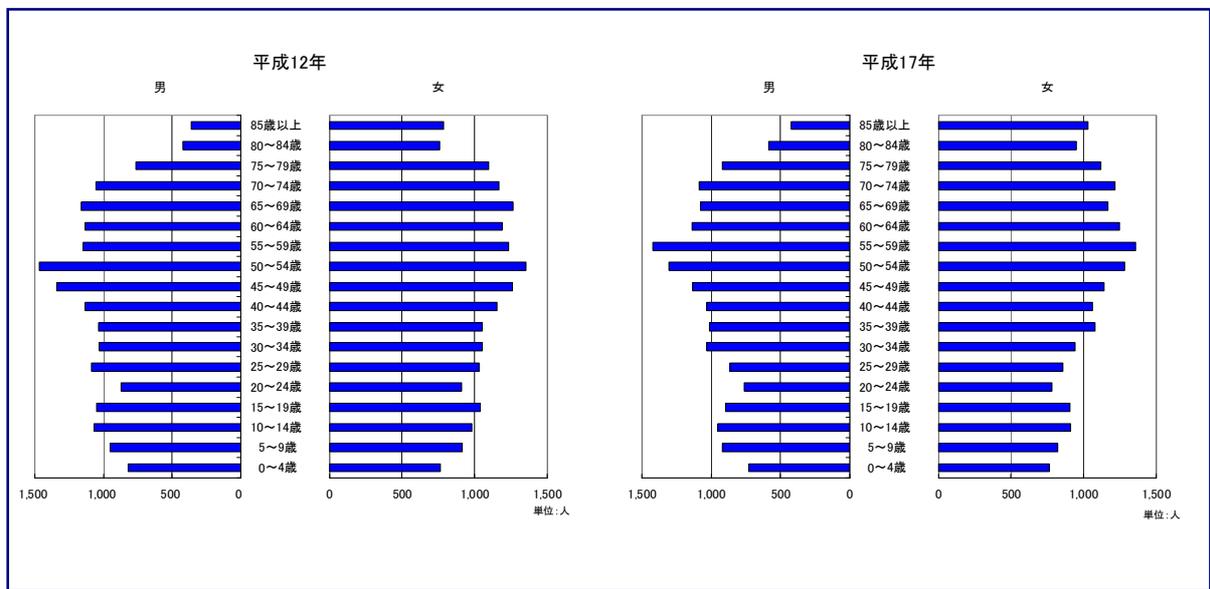
注) 構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合がある。

資料：国勢調査

### [年齢階層別人口の推移]



### [人口ピラミッドの比較]



### (3) 就業人口の推移

就業人口の推移をみると、就業者総数は平成7年から平成17年の10年間で2,486人の減少がみられます。産業別では、各産業とも就業人口が減り、構成比率では第1次産業が横ばい、第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

[就業人口の推移]

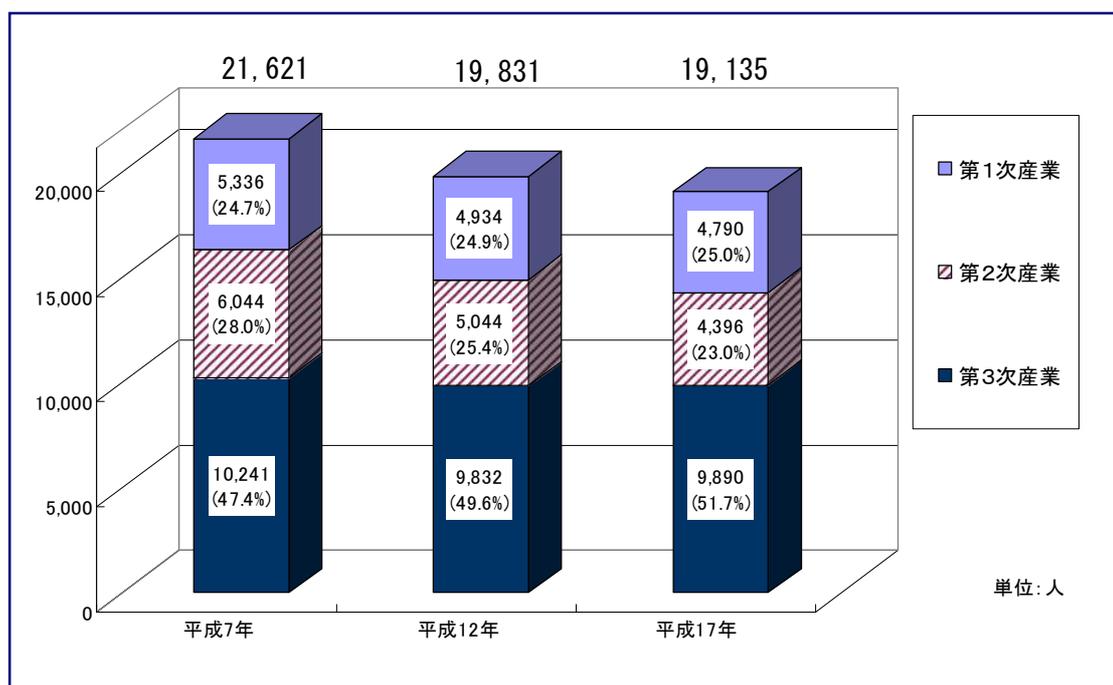
(単位：人、%)

項目	年	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	年平均増減率	
					H7-H12	H12-H17
就業者総数		21,621	19,831	19,135	△1.18	△0.70
第1次産業		5,336 (24.7)	4,934 (24.9)	4,790 (25.0)	△1.08	△0.58
第2次産業		6,044 (28.0)	5,044 (25.4)	4,396 (23.0)	△2.36	△2.57
第3次産業		10,241 (47.4)	9,832 (49.6)	9,890 (51.7)	△0.57	0.12
総人口		38,046	36,925	35,922	△0.42	△0.54
就業率		56.8%	53.7%	53.3%	—	—

注) 構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合があります。

資料：国勢調査

[就業人口の推移]



## 第2節 まちづくりに生かすべき特性

今後のまちづくりを進める上で、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、特色ある甲州市らしいまちづくりを進めることが重要です。こうした代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

### [まちづくりに生かすべき特性]

- 特性1 豊かな自然と美しい果樹園景観を有するまち
- 特性2 果樹生産と農業を基盤とした産業が集積したまち
- 特性3 歴史に彩られた文化資産が数多く存在するまち
- 特性4 首都に近接する交通立地条件に恵まれたまち
- 特性5 特色ある観光・交流資源を有するまち
- 特性6 地域への愛着と連帯感のあるまち

### 特性1 豊かな自然と美しい果樹園景観を有するまち

本市は、総面積の約8割を森林が占め、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする大菩薩山系や秩父山系など北部の山々は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、こうした森林地域をはじめ、清らかな水の流れる渓谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。

また、重川や日川などとその支流が複合扇状地をつくり、なだらかな斜面に広がるぶどうやモモなどの果樹園は個性豊かな景観を形成しており、この果樹園景観は農村風景の中でも特筆すべきものとなっています。

これらの自然や景観は、市民や本市を訪れる人々に憩いとやすらぎを与えるかけがえのない財産であることから、自然環境の保護や景観保全とともに、様々な分野で新たなまちづくりに生かしていくことが必要です。

### 特性2 果樹生産と農業を基盤とした産業が集積したまち

本市は、ぶどう、モモ、スモモ、カキ、サクランボ、イチゴなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量ともに日本有数の産地となっています。

また、勝沼地域を中心に大小30を越すワイナリーで醸造されるワインは、生産量でも日本有数の産地になっており、地元のぶどうを使ったワインの品質

は国内外においても高く評価されています。

さらに、塩山地域でつくられているころも味・品質ともに高く評価されており、柿を軒先につるす風景は冬の風物詩にもなっています。このほかぶどうやモモ、サクランボやイチゴ狩りなど年間を通じて様々な果実を味わうことができる観光農園が多数あるなど農業を基盤とした産業が集積しています。

このように本市は、果樹を中心とした農業を基盤にした産業が集積したまちであり、地方の産業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、これらを中心とした産業振興をまちづくりの核として位置づけ、維持・発展させていくことが必要です。

### 特性3 歴史に彩られた文化資産が数多く存在するまち

本市は、かつて甲斐の国を治めた武田家ゆかりの神社仏閣が多数存在し、代々の家督の証とされる国宝「小桜韋威鎧 兜、大袖付」を有する菅田天神社、信玄公の菩提寺である恵林寺、勝頼公の菩提寺である景德院、日本最古の「日の丸の御旗」、風林火山で有名な「孫子の旗」などを有する雲峰寺、「実戦軍配」、「武田軍旗」などを有する栖雲寺などゆかりの深さを感じさせます。

また、恵林寺庭園をはじめ、向嶽寺庭園、大善寺庭園、三光寺庭園、栖雲寺庭園など当時の禅僧により作庭された庭園は国や県の名勝に指定されており、市民や観光客の憩いの場所となっています。

さらには、大善寺本堂、向嶽寺「絹本著色達磨図」が国宝に指定されているほか、多くの重要文化財が存在しています。

これらとともに、国内のワイン醸造発祥にまつわる産業遺産など近代化産業遺産も数多く点在し、甲州街道や鎌倉への古道など歴史的な街道も残っており、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。

このように本市は、武田家ゆかりの歴史的な文化財をはじめ、いにしへの文化と先人たちの足跡が今に残る歴史に彩られたまちであり、今後とも、本市ならではの貴重な文化資産の保存・活用に努めるとともに、様々な分野で一層活用していくことが必要です。

### 特性4 首都に近接する交通立地条件に恵まれたまち

本市は、東京から 100km 圏内に位置し、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道 20 号、本市と丹波山村を經由して多摩地域とを結ぶ国道 411 号が貫通しています。また、雁坂トンネルの開通により北関東との新たな動脈となった国道 140 号も市域の西端に沿って走るなど、多方面との連携が期待できる交通立地条件を有しています。

また、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有

しているほか、高速バスの停留所があり、路線バスや地域循環バスが運行されています。

このように本市は、首都圏をはじめ、各方面との連携や交流が期待できる交通立地条件に恵まれたまちであり、広域的・長期的な視点から、こうした特性を生かした連携や交流をさらに活発にするまちづくりを進めていく必要があります。

## **特性5 特色ある観光・交流資源を有するまち**

本市には、秩父多摩甲斐国立公園に指定される豊かな自然をはじめ、標高差のある地形と内陸性の気候が育んだ果樹園景観や広大な山岳地帯の雄大で癒しのある風景や眺望などの自然景観、日本有数の果樹やワインなどの特産品、歴史的文化資産を有しており、これらはすべて本市の貴重な地域資源であり、さらに公営、民間を含めた温泉施設や物販施設、レクリエーション施設、また、伝統的な祭りやイベントなど特色ある観光・交流資源を数多く有しています。

こうした観光・交流資源をめぐるウォーキングやハイキング、体験型観光などの新しい観光の芽生えもあります。

今後のまちづくりにおいては、これら多様な観光・交流資源を一体的かつ有効的に活用し、より多くの人々が行き交う、交流と活気あふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

## **特性6 地域への愛着と連帯感のあるまち**

価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、これまでの歴史の中で時間をかけて市民・地域が育んできた貴重な地域の伝統行事、地域への感謝の心から続けられている祭りなど、人と人とのつながりの強さ、地域連帯感の強さ、そして地域への愛着は次世代に引き継ぐべき本市の優れた特性です。

また、こうした地域での連帯感や市民性を背景に、福祉活動、文化・芸術・スポーツ活動、防災活動、環境美化活動など、多様な分野における自主的な市民活動が各地域において展開されています。

今後とも、こうした連帯感や市民活動を大切に守り育て、地方分権時代の自立したまちづくりの原動力として生かしていくことが必要です。

## 第3節 甲州市を取り巻く社会・経済動向

本市を取り巻く社会・経済動向は大きく変化しています。新しいまちづくりを展開していくために踏まえるべき代表的な社会・経済の動向は以下のとおりとなっています。

### [甲州市を取り巻く社会・経済動向]

- 動向 1 少子高齢化・人口減少の進行
- 動向 2 地方分権の進展と住民との協働
- 動向 3 産業構造の変化
- 動向 4 環境問題への意識の高まり
- 動向 5 安全・安心への意識の高まり
- 動向 6 高度情報化の進展
- 動向 7 価値観・生活様式の多様化

### 動向1 少子高齢化・人口減少の進行

わが国の総人口は、出生率の低下などによる少子化を背景に減少傾向に転じ、これまでの人口増を前提とした社会から人口減少社会へと大きく転換しています。一方で生活環境の向上や医療技術の進歩等によって平均寿命は伸び、高齢化が一層進行するものと見込まれています。

こうした少子化・人口減少の進行は生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による経済の衰退や社会活力の低下などが懸念されるとともに、高齢化の進行は、年金、医療、福祉などにかかわる負担の増加が懸念されます。

また、1世帯当り人員が減少し、核家族や高齢単身者、高齢夫婦世帯など小規模世帯が増加し、地域の活力維持などにも影響が生じています。

このため、保健・医療施策や福祉施策だけでなく、市全体の視点で、少子高齢化への対応が必要であり、子育て支援の充実と高齢者が健康で安心して生活できるまちづくりの推進が求められています。

### 動向2 地方分権の進展と住民との協働

地方分権の流れの中で、いわゆる三位一体の改革による税源移譲や補助金の見直しなどが行われ、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、地方自治体には自己決定・自己責任の原則により、責任を持って市民サービスを選

択し、提供していくことが求められています。

また、多様化する行政ニーズに対し、すべて行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界があり、市民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があり、市民と行政との協働により地域づくりを進めていくことが必要とされています。

### 動向3 産業構造の変化

農林業をめぐっては、担い手の高齢化、後継者不足、農地や森林の荒廃等が進む一方、地域間競争の激化や消費者ニーズの変化、安全・安心な食と「地産地消」への意識の高まりなど、構造的な変化が急速に進んでいます。また、商工業においても、民間企業における経済活動は厳しい競争の流れにあり、規制緩和や生産拠点の海外進出、消費者ニーズの変化などを背景に、企業立地や企業活動の停滞、大型店舗への購買力の流出などによる、既存商店街の空洞化などが進んでいます。

このため、地域資源の有効利用と様々な産業との連携により、地域が一体となった活性化が期待されています。

### 動向4 環境問題への意識の高まり

省エネルギーやごみ処理・減量化などの身近な問題ばかりでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などといった地球規模での環境問題も日々の私たちの生活に直結した重要な問題であり、行政ばかりでなく、地域全体で取り組むべき課題となっています。

環境問題の多くは、日々の事業活動や日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

### 動向5 安全・安心への意識の高まり

近年、地震災害や台風等の風水害が多発しており、自然災害からの安全性確保に対する人々の意識が急速に高まっています。また、毎日のように報道される犯罪などの事件や事故に対し、地域の安全性や防犯に対する意識も強くなっています。

さらに、BSE（牛海綿状脳症）や鶏インフルエンザの発生、食品や原材料に関する不正表示など食の安全への関心が高まっています。

このため、災害対策や市民の安全確保はいうまでもなく、すべての分野で安全・安心の視点を十分に取り入れたまちづくりを進めていくことが求められて

います。

## 動向6 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話に代表される情報通信技術の急速な発展は、社会経済、人々のコミュニケーションに大きな影響を与えており、地方自治体においても各種の行政サービスをインターネット経由で提供・利用する「電子自治体」の構築が進められてきました。今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができる社会の到来も展望されています。

一方で、情報通信環境や操作能力など、地域や人によって情報へのアクセス格差の解消が求められています。

## 動向7 価値観・生活様式の多様化

人々の価値観が多様化し、物の豊かさから心の豊かさへ、量の拡大から質の向上へと大きく変化してきています。精神的な充実感を求め、自己実現や健康、ゆとりや癒し、自然との共生などを重視する新しい生活様式を志向する人も増えつつあります。

今後は、生活環境基盤の整備にあたって、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動や社会貢献活動など自己実現の場や機会を増やしていくことが求められています。

## 第4節 市民意識調査の結果

本計画の策定にあたって、市民の意見を幅広く把握するため、平成18年7月に「まちづくりアンケート調査」（市内に居住する18歳以上の市民から無作為抽出した2,000人を対象、郵送法、有効回収数822票、有効回収率41.1%）を実施しました。その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果を抜粋すると、以下のとおりとなります。

### 【市民意識調査の結果（抜粋）】

- 甲州市が“満足”という人が45.7%。「どちらともいえない」は34.7%。“不満”は18.6%。
- 甲州市に“住みたい”という人が81.4%。一方、“住みたくない”という人は17.1%。
- 満足度評価が最も高い項目は「健康診断の実施や健康づくりへの支援」。一方、満足度評価が最も低い項目は「起業支援や就業・雇用の場の確保」。
- 重要度評価が最も高い項目は「地域医療施設の充実や救急体制」。次いで「ごみ収集や処理対策」、「保育や子育てへの支援」の順。
- 今後のまちづくりの特色は「安心して子育てができるまち」が第1位。次いで「保健・福祉・医療の充実したまち」、「犯罪がなく災害に強い安全なまち」の順。

## 第5節 甲州市の発展課題

これまでみてきた本市の特性や市民意向、さらには社会・経済の動向を踏まえ、甲州市の発展課題をまとめると以下のとおりとなります。

### [甲州市の発展課題]

- 課題1 厳しい財政状況への対応
- 課題2 少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり
- 課題3 環境問題に配慮した循環型社会の構築
- 課題4 交流を軸とした地域産業の振興と「甲州ブランド」の確立
- 課題5 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上
- 課題6 安全で快適な生活基盤づくり
- 課題7 協働による魅力ある地域づくり

### 課題1 厳しい財政状況への対応

本市の財政状況をみると、国の行財政改革に伴う地方交付税の大幅な削減や国・県の補助金の削減などにより年々厳しさを増しています。

今後も高齢化の進展に伴い医療や福祉にかかわる経費が増加すると予測され、これらの歳出増加に対し、歳入面では自己財源である税収の大幅な伸びは期待できず、今後とも国の地方財政制度の動向等に大きく影響を受けることが予想され、財源不足が懸念されます。

このため、政策立案能力の向上、財源の確保など行政基盤の充実・強化が求められており、地方行政を取り巻く環境が厳しい中で市民サービスの維持・向上を図るために徹底した行政改革により、効率的で効果的な行政運営を進めていく必要があります。

### 課題2 少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり

本市の高齢化率はすでに26.7%（平成17年国勢調査）と、ほぼ市民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化・人口減少が一層進行することが予想されます。このため、これまで以上に健康に年齢を重ねられるための支援や環境整備、高齢者人口の増加に伴う新たな行政需要への対応など高齢者が住みやすい社会基盤の強化などの施策の展開が求められています。

また、安心して子どもが産める、育てることができる社会づくりに向けて、男女共同参画社会の醸成や安心できる子育て環境づくりのための施策の推進が求められています。

さらに、本計画期間中にいわゆる団塊の世代が65歳を迎えるため、その力を活用するなど、地域における高齢者、障害者の介護・自立支援や子育て支援に関し相互支援に基づく地域福祉体制づくりを推進していく必要があります。

### 課題3 環境問題に配慮した循環型社会の構築

本市においては、平成22年度にはすべてのごみ焼却施設の耐用期限が到来することから、安定的なごみ焼却場の確保は、市民生活に直接かかわる問題であり、現在計画されている広域計画の推進をさらに具体化していく必要があります。

特に、ごみの減量化に向けては、市民一人ひとりの取り組みと3R\*を推進するための施策を展開していく必要があります。さらに、太陽光、小水力などの新エネルギーの活用や農業と自然環境が共存できる環境保全型農業の確立など地域全体として環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

また、本市の貴重な財産である森林地帯から流れる清らかな水や溪流、河川を守るために整備を進めている下水道事業など生活排水処理事業を一層推進していく必要があります。

さらに、豊かな自然景観を守るため、地域における多様な環境施策の展開も求められています。

### 課題4 交流を軸とした地域産業の振興と「甲州ブランド」の確立

本市の地域産業を取り巻く環境も一層厳しさを増すことが予想されます。

このため、果樹を中心とした農業を一層振興していくために、生産技術の向上や担い手対策、省力化等による収益性の高い農業への転換、新たな販売網の構築や多様な直売方法の検討などが必要とされています。

林業分野においても、輸入木材の台頭等により、大変厳しい状況が続いています。林業経営の合理化に努めるとともに、森林のもつ地球環境保全機能や水源かん養機能などの多面的機能発揮のため、森林の保全、整備を推進していく必要があります。

観光分野においては、国、県と連携し、積極的な取り組みがなされていますが、農業やワイン等と連携した産業観光の一層の振興とともに、グリーンツー

\* 3R：循環型社会の形成に向けた取り組みとして、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の頭文字（R）を総称したものの。

リズムなどの考え方に立ち、地域資源を生かした体験型、交流型といった新たな観光を推進し、さらに、「大菩薩の森」や「多摩川の源流地域」といったイメージや健康志向を利用した山岳観光の推進など、様々な展開を図っていく必要もあります。

商工業の分野においても、車社会の進展による生活圏の拡大に伴う郊外型の大型店や量販店の進出、コンビニエンスストアの出店等により、既存商店街の空洞化が進んでいます。

また、市内中小企業にとっては厳しい状況下であり、大手企業においても企業立地や企業活動の停滞などの流れにあります。

経済の活性化は市の元気の源であり、今後も観光・交流を軸として農林業、商工業の連携と地域資源を最大限に活用して、もてなしの心を持って年間を通じた様々な魅力ある地域産業の振興を推進し、「甲州ブランド」の確立を図る必要があります。

## 課題5 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上

少子高齢化や国際化、情報化の一層の進展、価値観の多様化など時代が大きく変化する中、新たな時代を切り拓く創造性豊かな人材がますます不可欠となっています。特に、地域の次代を担う子どもたちの健全育成は、重要な課題のひとつです。しかし、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、学力低下や道徳心、倫理観の減退といった問題が懸念され、いじめや不登校など深刻な問題も抱えています。

基礎的学力の向上とともに、児童生徒の個性や能力、自立心や思いやりの心などを伸長する教育を行うため、学校・地域・家庭が連携して、幼児教育・学校教育の充実に努め、子どもたちの健やかな成長に寄与していくことが求められています。また、昨今、子どもたちにかかわる凶悪事件も数多く報道され、安全な教育環境の整備も求められています。

一方、心豊かに暮らしたいという市民の欲求は強まり、学習活動やスポーツ活動、文化活動に対する関心も高まっています。市民が生涯を通じて、いきいきと学ぶことのできる環境づくりなど、社会教育環境の充実を推進する必要があります。

さらに、各地域の個性豊かな伝統文化の保護と活用に努め、地域文化を次世代へ伝承し、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の向上を進めていく必要があります。

## 課題6 安全で快適な生活基盤づくり

本市は、東海地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害

を発生させることが予想されています。

また、本市は地形的な高低差があり広い面積を抱え、都市部、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、大規模地震による建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。

このため、大規模地震や風水害などの災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、災害危険区域の周知、防災事業の推進、市民の防災意識の高揚、広域消防・非常備消防（消防団）の充実などあらゆる面から対策を講ずる必要があり、さらに、公共施設の耐震化に努め、防災の拠点づくりを行う必要があります。

また、本市の地域活力の維持に向け、定住促進を図ることが求められており、自然環境との共生を基本に、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、魅力ある市街地の形成、定住基盤となる住宅・宅地の整備、幹線道路の整備とともに安全で利便性の高い生活道路の整備、利便性がある公共交通網の整備、高度情報化社会に対応した情報基盤の整備など定住・交流を支える快適な生活基盤づくりを進めていく必要があります。

## 課題7 協働による魅力ある地域づくり

多様化する行政ニーズに対し、すべて行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは限界があり、市民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があります。

このため、協働に向けた市民意識の醸成に努めるとともに、組織づくりや活動に対する支援に努め、市民と行政との信頼関係に基づいたコミュニケーションがとれる体制づくりを確立していく必要があります。

また、少子高齢化や生活様式の多様化等に伴い、本市においても地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

地域コミュニティ機能の維持は地域の独自性の維持や安全性を補完するためにも重要です。このため、地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、市民と行政との協働を進め、地域コミュニティの支援や地域ごとの市民組織への支援等を推進し、魅力ある地域づくりを一体となって進めていく必要があります。

## **第 2 部 基本構想**

# 第1章 甲州市の将来像

## 第1節 まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

### 視点1 甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくりの視点

地域資源を活用した観光・交流による甲州市ならではの個性ある産業の創造と振興を進めるとともに、暮らしや人づくり、地域づくり、芸術・文化の振興など、多彩な「甲州市らしさ」を創造・発信し、誇りうるまちづくりを進めます。

### 視点2 人と自然が輝く、ふれあいのまちづくりの視点

自然との共生を基本に、環境を重視した持続可能な循環型の社会づくり、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、だれもが健康を増進し元気になる、住んでみたい、住んでよかったと思えるふれあいのまちづくりを進めます。

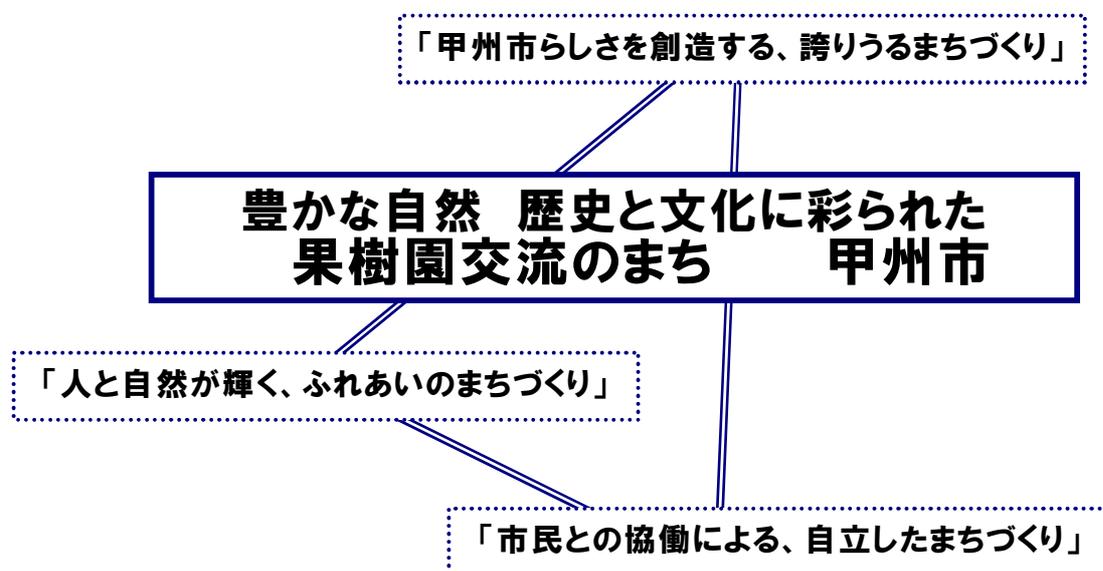
### 視点3 市民との協働による、自立したまちづくりの視点

市民と行政がお互いの役割分担を明確にしながら、あらゆる分野において市民と行政との協働体制の強化を進めるとともに、これに基づく自立した自治体経営の確立、住民自治の地域づくりを進めます。

## 第2節 まちづくりの将来像

本市は、豊かな自然に包まれ、果樹園風景が広がり、果樹を中心とした農業が展開されています。さらに数多くの歴史資産と地域文化を有しています。こうした本市の特性を伸ばすため、基本視点である「甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくり」、「人と自然が輝く、ふれあいのまちづくり」、「市民との協働による、自立したまちづくり」を踏まえ、甲州市の魅力が輝き、多くの人を訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたいくなるまちの実現を目指し、将来像を以下のとおり定めます。

### 豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市



また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を、

### 「甲州市まちづくりプラン」

と定めます。

## 第3節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

### 基本目標1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として農林業、商工業、地場産業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、地域産業の活性化に向けた「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

### 基本目標2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進行する中、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

### 基本目標3 快適で安心して暮らせるまちづくり

定住・交流の促進と市の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「快適で安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

### 基本目標4 自然と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育てるとともに、市民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「自然と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

### 基本目標5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、甲州市らしい文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

### 基本目標6 ともにつくる参画と協働のまちづくり

市民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに地方分権に対応した自立した自治体経営の確立に向けて「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。

## 第4節 将来人口の想定

住民基本台帳から、本市のここ10年間の人口推移をみると、平成7年では38,499人、平成12年では38,095人、平成17年では37,308人と減少傾向にあり、平成7年から平成17年の10年間に1,191人の減少を示しています。

これら過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）により人口推計を行った結果によると、本市の人口は今後も減少傾向で推移し、平成29年には33,810人程度になることが予測されます。

また、年齢階層別人口の推計結果をみると、年少人口（14歳以下）は平成17年の5,220人（14.0%）から平成29年には4,040人（11.9%）へ、生産年齢人口（15～64歳）についても平成17年の22,481人（60.3%）から平成29年には18,990人（56.2%）へ、人数、構成比率ともに減少することが予測されます。一方、老年人口（65歳以上）は平成17年の9,607人（25.8%）から平成29年には10,780人（31.9%）へ、人数、構成比率ともに上昇することが予測されます。

世帯数は、平成17年の12,752世帯から平成29年には12,570世帯と減少し、一世帯当り人数をみると、平成17年の2.93人から平成29年では2.69人と減少することが予測されます。

### 【人口の将来予測値】

（単位：人、%、世帯、人／世帯）

項目 \ 年	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	年平均増減率	
				H17-H24	H24-H29
総人口	37,308 (100.0)	35,460 (100.0)	33,810 (100.0)	△0.71	△0.93
年少人口 (14歳以下)	5,220 (14.0)	4,570 (12.9)	4,040 (11.9)	△1.78	△2.32
生産年齢人口 (15歳～64歳)	22,481 (60.3)	20,590 (58.1)	18,990 (56.2)	△1.20	△1.55
老年人口 (65歳以上)	9,607 (25.8)	10,300 (29.0)	10,780 (31.9)	1.03	0.93
世帯数	12,752	12,760	12,570	0.01	△0.30
一世帯当り人数	2.93	2.78	2.69	-	-

※平成17年は実績値（10月1日現在住民基本台帳人口）。予測値は住民基本台帳人口に基づきコーホートセンサス変化率法による推計をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。また、構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合がある。

## 第5節 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、主要区域の土地利用にかかわる基本的な考え方を次のように定めます。

### 市街地型土地利用

公共施設や商店、住宅等が集積する人口集中区域については、拠点区域として位置づけ、道路網の整備充実をはじめ、公園等の生活環境・基盤整備を進めるとともに、商業サービス機能や行政拠点機能、教育・文化機能など多様な都市拠点機能の充実を進め、人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。

### 果樹園居住型土地利用

農業と共存する集落地域や住宅地については、生活道路や公園の整備、生活排水処理の充実を総合的に進めて農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりある居住環境の創出に努め、定住の促進及び地域の活性化を図ります。

また、農用地については、農業生産基盤の一層の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用、遊休・荒廃を防止・解消し、生産性の高い農業生産地として長期的な活用にも努めるとともに、市の特色のひとつである果樹園景観の保全に努めます。

### 森林・自然型土地利用

森林については、将来にわたって適正に管理され、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めます。

また、自然的土地利用を主とする地域で自然体験・交流に活用できる区域については、自然環境や景観を保全するとともに、レクリエーション・交流空間としての機能の維持・強化に努めます。

## 第2章 施策の大綱

### 第1節 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

#### (1) 果樹・農林業

伝統的基幹産業である果樹を中心とした農業を将来にわたり維持発展させていくため、生産者、農業関係機関・団体、行政の連携を強化して、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化をはじめ、土地改良事業及びほ場整備、優良農地の保全、集出荷施設の整備、農道の整備、用排水施設の整備など農業生産基盤の充実や、最近深刻になってきている鳥獣被害対策の強化などに努めます。

さらに、農業関連廃棄物の適正な処理など環境保全に配慮した農業の促進に努めるとともに、農産物等の直売や学校給食との連携による地産地消への取り組みと情報網を活用した新たな販売網の構築などを推進します。

市域の8割を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、林道網など生産基盤の整備を進め、林業施業者の確保・育成を図り、森林組合を核として計画的な育林等の森林施業を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民との協働のもと、里山の保全・利用をはじめ、レクリエーション、憩いの場としての活用など森林の保全と総合的利用に努めます。

#### (2) ワイン産業

「地域ブランド」であるワイン産業については、品質向上とPRによるブランドイメージの強化を図ります。

また、日本のオリジナル品種である甲州種ぶどうの発祥地として、産地の活性化に向けた取り組みを推進するとともに、ワイン専用品種の栽培を支援します。

さらに、観光や文化面と結びつけたイベント等の開催など地域の活性化やイメージアップにつながる施策を展開します。

#### (3) 観光・交流

観光はこれからのまちづくりや産業振興をけん引する戦略的な産業であり、他産業や文化などの振興策と連携を図りながら、地域の自然と歴史と地域産業

が結びついた観光開発に努めます。

また、観光振興計画の策定のもと、地域資源を最大限に生かし、エリアごとの個性化、エコツーリズム\*やグリーンツーリズム\*などの体験型観光の振興、主要観光拠点の整備強化とネットワーク化、多様な媒体を活用した効果的な観光PR活動の強化、ホスピタリティ\*の向上による受け入れ体制の強化など、多面的な取り組みを推進し、年間を通じた魅力ある地域として、市内外及び県外の人々との多様な地域間交流活動を促進し、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。

#### (4) 商工業

市民への豊かな消費生活の提供とともに、定住を促進する活気に満ちた快適なまちづくりに向け、商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開等を促進します。

また、市民及び企業等との協働のもと、にぎわいのある空間づくりに向けて商店街空き店舗対策など既存商店街の再生に向けた環境整備を推進します。

活力ある地域産業の形成と雇用の場の確保に向け、自然環境や地域の特性などに配慮しながら、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地域の人的、物的資源を活用した産業の創出や農林業、観光との複合経営等、多様な分野における新たな起業の促進に努めます。

#### (5) 雇用・勤労者福祉対策

企業誘致や新たな産業振興など雇用機会の確保・拡充に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の充実、職業訓練等の各種施策を展開し、若年労働者の地元就職、女性の雇用促進、シルバー人材センター事業への支援による高齢者の就労促進に努めます。

また、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障害者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上に努めます。

---

\* エコツーリズム：環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識した旅行、リクリエーション。

\* グリーンツーリズム：農村での滞在体験。

\* ホスピタリティ：おもてなしの心。

## 第2節 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

### (1) 子育て支援

安心して子どもが産め、健やかに育ち、そして育成される地域社会の形成に向け、次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実、保育サービスの充実、施設整備や再編の検討、子育て支援のネットワークづくり、学童保育（放課後児童クラブ）の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを図ります。

また、乳幼児健診の充実、育児教室の開催、子育てサークル活動支援など、母性と乳幼児等の健康の確保・増進に向けた施策の展開、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、地域見守り体制の確立、ひとり親家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待予防への対応など多面的な施策の展開を図ります。

### (2) 健康づくり

市民一人ひとりの健康寿命\*の延伸を図るため、健康増進計画の策定のもと、総合的な健康教育・健康相談体制を確立し、市民の自主的な健康づくり活動や地域ぐるみでの健康活動を促進します。

また、食育推進計画に基づき、独自に取り組んできた「手ばかり」を中心とした「食育」を推進し、「食」からの健康づくりに取り組みます。

さらに、少子高齢化が進む中、子どもの健全な発達に向けた母子保健事業の充実、生活習慣病予防、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実、精神保健の推進、難病・感染症対策の推進など保健サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化します。

### (3) 医療

市民の医療サービスに対するニーズの高度化、多様化や救急医療ニーズの増大に对应されるよう、市立勝沼病院や市営診療所の充実に努めるとともに、塩山市民病院をはじめ医師会等関係機関との協力・連携を強化します。

さらに、へき地医療体制の維持に努めるとともに、近隣自治体とも広域連携を図りながら地域医療体制の充実に努めます。

また、東山梨地区の関係機関と協力・連携して休日及び夜間の救急医療が適切に提供できるよう、救急医療体制の整備に努めます。

\* 健康寿命：健康で自立して暮らせる期間。

#### (4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域福祉計画の策定のもと、地域福祉の充実を図ります。

また、ノーマライゼーション\*の理念の啓発・広報活動を推進し、市民の福祉意識の高揚を図ります。

さらに、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体など各種団体の福祉活動を育成・支援するとともに、個人、事業者等がそれぞれの立場で地域福祉に貢献しやすい環境づくりに努めます。

#### (5) 高齢者施策

本格的な高齢社会が到来している中、地域で支え合いながら生きがいを持って高齢者が暮らせるまちづくりに向け、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、在宅福祉等の各種保健福祉サービスの充実を図るとともに要介護・要支援の高齢者に対し、各種介護保険サービスの充実に努めます。

また、総合相談支援・権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等の機能を備えた地域包括支援センターを拠点に地域支援事業の推進を図ります。

さらに、シルバー人材センターの活用、老人クラブ活動等への支援を行い、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを進めます。

#### (6) 障害者施策

障害者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりに向け、障害者計画(障害者基本計画・障害福祉計画)に基づき、相談支援の充実、障害者福祉サービス充実、地域生活支援事業の実施など総合的な自立支援を図るとともに、障害者団体への支援、障害者関連施設の設置促進、就労機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進に努めます。

また、障害者が利用しやすい施設整備や道路整備など障害者にやさしいまちづくりを進めます。

#### (7) 社会保障

国民健康保険事業は極めて厳しい財政状況にありますが、健全化に向け、保健事業の推進や医療費適正化対策に努めます。

また、生活保護世帯の自立・就労支援に向け、関係機関との連携のもと、実情に応じた自立支援プログラムに沿った生活保護制度の適正な運用を図ります。

---

\* ノーマライゼーション: 障害者も健常者も等しく社会生活をするのが望ましいとする考え。

さらに、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度についての正しい理解の浸透に努めます。

## 第3節 快適で安心して暮らせるまちづくり

### (1) 土地利用

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、国土利用計画（甲州市計画）の策定のもと、農業振興地域整備計画や土地利用関連法との総合的な調整を図りながら、計画的かつ弾力的な土地利用計画を推進します。

また、GIS\*の利用を促進し、土地の適正かつ有効な活用に努めます。

### (2) 市街地

市民ニーズに対応した魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランの策定のもと、市民及び事業者、行政が一体となり、公園や緑地、道路網、良好な住宅地など計画的な整備配置に努めます。

また、市民と行政の連携による公園・緑地等の維持管理を促進する仕組みづくりを進めます。

### (3) 景観形成

本市の特色である果樹園景観の保全と創造、調和のある都市景観の形成を図るため、市民の意識の高揚を図りながら、景観ガイドラインの策定のもと、景観保全地域の設定検討など、甲州市らしい、誇りとやすらぎのある地域を目指して、地域一体となった景観形成を進めます。

### (4) 道路・交通網

市民の日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての道路・交通網の整備に向け、中央自動車道、国・県道等幹線道路やフルーツライン等との連携や機能分担、市内地域の連携強化等に留意しながら、市内の道路の整備を計画的、効率的に進めます。

また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設や歩道の整備を推進し、道路整備にあたっては、災害時の対応をはじめ、安全性の確保、バリアフリー化、環境・景観面に配慮した道路づくりを進めます。

さらに、市民の身近な移動手段確保のため、関係機関と連携し、地域循環バス等の市民ニーズに即した効率的な運行を図るとともに、民間路線バスの維持・確保に努めます。

\* GIS : Geographic Information System。地理情報システム。位置や空間に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

## (5) 住宅・宅地

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、民間と連携して快適でゆとりある良質な住宅供給を検討していくとともに、定住につながる魅力的な住宅用地の確保・供給を推進します。

また、市営住宅については計画的な改修・整備を進めます。

さらに、首都圏に近接する立地条件を生かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する「交流居住」施策を進めます。

## (6) 地域情報化

情報通信技術を活用した市民生活の質的向上と地域社会の活性化に向けて、市内に整備されたケーブルテレビ網を活用し、暮らしに密着した様々な情報提供サービスの充実をはじめ、多様な分野における情報ネットワークの整備など情報格差のない市全体の情報化を推進します。

また、情報セキュリティ対策の強化や情報化に関する教育・研修を推進します。

## (7) 治山・治水

土砂災害や水害を未然に防ぐため、河川や排水路の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を図るとともに、市民との協働による河川・排水路の維持管理及び保全、洪水土砂災害ハザードマップ\*などによる市民の土砂災害への意識の高揚、森林の保水機能の向上など一体的な治山・治水対策の推進を図ります。

## (8) 消防・防災

地震、風水害などあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向け、常備消防・救急体制の充実、消防団の活性化と装備の充実に努め、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、公共施設の耐震化、防災行政無線のデジタル化など防災施設の整備充実、孤立地域対策等地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。

また、国民保護計画に基づいた、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

## (9) 交通安全・防犯

危険箇所の道路改良やカーブミラーなどの交通安全施設の整備促進、警察や関係団体等と連携した交通安全教育・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識

---

\* ハザードマップ：被害想定図。

の高揚に努め、安全な地域社会づくりを推進します。

また、防犯灯の設置や警察など関係団体等と連携した防犯体制を強化するとともに、市民の防犯意識の高揚に努め、犯罪のない安全な地域社会づくりを推進します。

## (10) 消費者対策

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、契約、販売方法などに関する消費者問題が増加し、その内容も複雑多様化する中、県民生活センターなど関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、より安全で安心した消費生活が送れるよう自立する消費者の育成に努めます。

## 第4節 自然と共生する環境保全のまちづくり

### (1) 環境保全

自然と共生するまちとして、環境基本計画の策定のもと、豊かな自然環境の保全をはじめ、公害や環境汚染防止に向けた取り組み、省エネルギーの推進など地球温暖化防止に向けた取り組み、新エネルギーの活用検討など環境負荷の少ない生活様式への取り組みなど、市民・事業者・行政が協働して環境保全に向けた取り組みを推進します。

また、森林の保全、緑化運動の促進など緑の保全に努めます。

さらに、不法投棄などの防止に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

### (2) 環境衛生

循環型社会の形成に向けて、3R\*を推進するため、ごみ分別の徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実などに努めるとともに、広域的連携を基本とした安定的なごみ収集・処理体制の確立を推進し、市民・事業者・行政が一体となったごみの適正処理の向上に努めます。

また、生活排水処理基本構想と一体となったし尿処理を推進します。

### (3) 水道

安全で良質な水の安定供給を図るため、市民の生活様式及び生活環境の変化に伴う水需要増大への対応、災害への対応、施設の老朽化等を見据え、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに水道事業の健全運営に努めます。

### (4) 下水・排水処理対策

豊かな自然を誇るまちとして、中小河川の水質保全と生活環境の向上のため、生活排水処理基本構想及び公共下水道基本計画に基づき、地域の実情に応じて公共下水道事業、浄化槽（合併処理）設置事業の推進に努めます。また、公共下水道整備済み地区における加入促進と設置された浄化槽の適正な維持管理に向け、市民の理解と協力のもと下水・排水処理対策を推進します。

\* 3R：循環型社会の形成に向けた取り組みとして、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の頭文字（R）を総称したものの。

## 第5節 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

### (1) 幼児・学校教育

幼児教育においては、保育所・幼稚園と連携した幼児教育機能の充実を図るため、情報の提供や相談体制の充実に努め、家庭における適切な親子関係、しつけなど、家庭や地域の教育力の強化を推進します。

義務教育においては基礎的・基本的な学力の向上、子どもたちが社会のルールや命の大切さを身につけ、個性や創造性を伸ばし、社会に貢献できる人間として成長することができるよう教育内容の一層の充実を図ります。

また、学校給食における食育や地産地消の推進、国際化や情報化、環境問題など社会変化に対応した取り組みなど、地域性を生かした特色ある教育・特色ある学校づくりを推進します。

さらに、不登校やいじめなど心の問題への対応、特別支援教育の充実など家庭や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努めます。

学校施設については、耐震化をはじめ、老朽施設の対応、教材備品の充実に努めるとともに学校規模の適正化について検討します。

### (2) 青少年健全育成

青少年を取り巻く状況が著しく変容する中、次世代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域と連携をとりながら、地域活動への参加促進、体験学習の充実に努めます。

### (3) 生涯学習

市民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、生涯学習推進計画に基づき、地域特性を生かした講座や世代に応じた講座など学習プログラムの充実、各関係団体の育成や自立的活動の支援、生涯学習活動に関する情報提供、芸術・文化の鑑賞や発表の機会の充実に努め、市民の芸術・文化活動の振興を図ります。

さらに、文化施設の充実・活用に努め、子どもから高齢者まであらゆる世代のだれもがいつでも学べる生涯学習の環境づくりを推進します。

### (4) 生涯スポーツ

市民の健康に対する意識が高まっている中、それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、体育協会や各

種スポーツ団体・クラブの育成・支援、指導者の育成・確保、スポーツ大会の充実などに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ\*の育成を図ります。

また、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実及び有効活用を図ります。

## (5) 地域文化

地域の貴重な文化遺産については、有形、無形を問わず調査・保存を進めます。

また、暮らしの中に息づく地域の歴史や文化的遺産、伝統芸能の振興と継承に向け、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、芸術・文化の鑑賞や発表の機会の充実に努めます。

---

\* 総合型地域スポーツクラブ：地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。

## 第6節 ともにつくる参画と協働のまちづくり

### (1) 協働のまちづくり

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、ともに関わり合いながら、協働してまちづくりの課題解決に取り組む体制づくりに向けて、区長会や地域協議会などとの連携を強化するとともに、協働のまちづくり推進の基本となる自治基本条例の制定を検討します。

さらに、多様な市民活動団体やボランティア、NPO\*の育成・支援や、国内外の友好都市交流など人と地域のネットワークづくりを推進します。

また、広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用した広聴・広報活動を一層充実させ、行政からの積極的な情報提供に努め、協働に向けた市民と行政の情報共有を図ります。

各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント制度\*を推進し、市民の政策形成過程に参画する体制づくりを強化します。

### (2) 地域活動

地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、若年層の流出や急速な高齢化による基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されている中、自主的なコミュニティ活動の活性化と地域からのまちづくりに向け、交通安全・防犯や防災、地域福祉など様々な課題に対応する市民主体のコミュニティ活動の支援、コミュニティ活動に必要な情報の提供などを図ります。

また、活動の拠点となる集会所等の施設整備・充実を図るとともに市有建物の有効利活用を促進します。

### (3) 男女共同参画・人権の尊重

男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、甲州市男女共同参画プランに基づき、市民への意識啓発を推進するとともに、政策・方針決定の場への女性の登用、家庭、学校、地域、職場等における男女平等、女性が仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、DV\*など女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備、様々な分野における女性の参画の拡大を図り、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

\* NPO : NonProfit Organization。民間非営利組織。

\* パブリックコメント制度 : 政策を計画決定する過程で、原案を公表し、市民の意見を求め、それに考慮して決定する制度。

\* DV : Domestic Violence。配偶者等からの暴力。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見をなくし、すべての市民が平等に尊重され、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めていくことに努めます。

#### (4) 自治体経営

自治体を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、限られた資源（人・物・財源）による効率的な自治体経営の推進を図るため、あらゆる分野にわたる経費の見直しや自主財源の確保を図ることはもとより、行政改革大綱（改革推進プログラム）に基づき、行政評価システムの導入による目標管理型の行政運営体制の確立、人事評価制度の充実、職員の定員管理、適正配置、能力向上など、新たな制度の導入や体制づくりに取り組みます。

また、情報化による行政サービスの迅速化や利便性の向上、連結バランスシート\*の作成等財政状況の分析・公表など、市民との情報共有のもと、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の納得度が高まる行政サービスの提供を図ります。

さらに、広域で行うことにより効率化が図られる分野では共同事務処理の推進を図るとともに、県の合併推進構想などを参考に、地方分権時代にふさわしい自治体規模等について検討するなど、隣接する自治体との合併について検討します。

また、市民の利便性やサービスの向上、行政事務の効率化等を図るため、庁舎の整備を推進します。

---

\* 連結バランスシート：自治体および行政サービスを行う関連団体を含め財政状況の全体像をまとめた（連結した）貸借対照表。

## **第 3 部 基本計画**

# 第1章 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

## 第1節 果樹・農林業

### 現状と課題

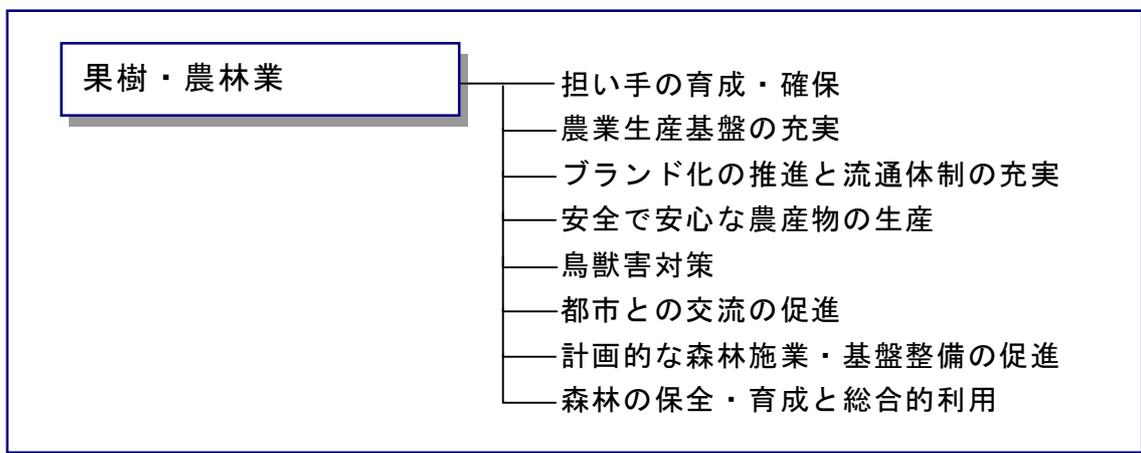
- 本市は、豊かな自然と恵まれた気候・風土を生かした、ぶどう、モモ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培を中心とした農業を基幹産業としており、品質、生産量とも「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地となっています。
- ワイン、ころ柿などの二次産品は、本市の代表的な特産品であり、高い品質と知名度を誇っています。
- イチゴ、サクランボ、モモ、スモモ、ぶどうなど通年性の高い観光果実園や、四季折々の美しさを見せる果樹園景観は、観光立市を目指す本市にとって、貴重な地域資源となっています。
- 産地間競争の激化など農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や農業就業者の高齢化、担い手不足の影響や有害鳥獣被害による生産性の低下などにより、遊休農地の増加等の問題が深刻化しています。
- 経営意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努める必要があります。
- 優良農地の保全や生産性を高めるため、ほ場整備・用排水施設や農道の整備、有害鳥獣対策の強化など農業生産基盤の充実とともに、時代の要請に即した品質向上の取り組みなどブランド化の促進、環境保全型農業の推進、消費者ニーズにあった安全で安心な果実を提供していくことが求められています。
- 地域の豊かな自然、歴史景観や観光資源と果樹を組みあわせ、収益性が高く魅力ある農業を促進する必要があります。
- 次に、市域の80%を占める森林については、県や森林組合と連携した間伐など森林施業の推進、協業化の促進などの取り組みや、森林環境や里山の景観保存のため、病虫害の防除防疫に努めています。
- 農業と同じく林業でも、後継者不足と高齢化が急速に進行しており、経営の合理化、効率化の推進に努める必要があります。また、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けて、市民との協働のもと、レクリエーションや憩いの場としての活用など総合的な利用を促進する必要もあります。

## 施策の目的

本市の基幹産業である果樹を中心とした農業振興のため、担い手の育成・確保に努め、国内屈指の落葉果樹産地として、関係機関・団体と連携し高品質な果樹の生産を促進するとともに、生産基盤の整備を進め、就農者の経営安定に努めます。また、立地を生かした観光農園や農業体験など、交流産業としての農業経営を推進します。

市域の80%を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう森林組合を核として計画的な森林施業を促進し、自然環境の保全に留意しながら、基盤整備や公益的機能の発揮に努めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、農作業受委託の促進等を通じ、後継者の育成・確保対策に努めます。また、定年退職後の帰農や交流促進による新規就農者の育成・確保、農地の流動化や農業生産法人の参入を促進するなど、果樹産地を支える多様な担い手の育成、確保の推進に努めます。

### (2) 農業生産基盤の充実

農業振興地域整備計画に基づき農道や用排水路の整備を進め、優良農地の確保・保全に努めるとともに、集落全体の景観形成と農地の区画整理を踏まえた土地改良事業及びほ場整備による農業生産基盤の強化と高齢者の作業軽減及び農業後継者が就農しやすい基盤整備による遊休農地の解消に努めます。

また、従来農村景観・生産基盤を維持するために、地域住民参加による農地・水・環境整備事業を実施し農業施設の維持保全を行います。

### (3) ブランド化の推進と流通体制の充実

関係機関・団体との連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図り、特選農産物の推奨・産地化などさらなるブランド化を推進します。また、集出荷施設の整備など既存の流通体制の一層の充実に加え、流通の国際化に向けた取り組みや農産物直売や産地消費の促進、公営施設での情報発信や県内外でのPR活動の強化や観光イベントを活用した販売促進など、多面的な取り組みを推進します。

### (4) 安全で安心な農産物の生産

ポジティブ制度\*の遵守、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、消費者のニーズにあった安全で安心な農産物の生産を推進するとともに、廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進など、環境にやさしい農業を促進します。

### (5) 鳥獣害対策

農作物被害に対しては、野生動物の生態や防除のマニュアルの作成などによる個々での対応を促進するとともに、農家を中心とした地域・集落の住民が一体となった取り組みを促進します。金網、ネットなどの防護柵・電気柵の設置等防除対策強化と猟友会による駆除対策の実施など関係団体、関係機関との連携や支援の強化を図ります。

### (6) 都市との交流の促進

生産者と消費者との交流や、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向け、グリーンツーリズム\*や農業体験、市民農園等の取り組みを促進します。

### (7) 計画的な森林施業・基盤整備の促進

林業従事者の確保・育成に努めるとともに、森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の協業化を図り、植林地の除間伐など計画的な森林施業を促進します。また、林道の整備など林業生産基盤の整備を促進します。

---

\* ポジティブ制度：農薬等の残留基準を設定し、これが定められていない農薬等を一定量以上含む農作物等の流通を原則として禁止する制度。

\* グリーンツーリズム：農山村における滞在型の余暇活動。

## (8) 森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ水資源のかん養や災害の防止、保健休養機能などの多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりに努めます。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 担い手の育成・確保	・農業後継者対策費 ・農地流動化、農地銀行事業
(2) 農業生産基盤の充実	・農業生産基盤整備事業 ・農地・水・環境整備事業
(3) ブランド化の推進と流通体制の充実	・ブランド化確立事業 ・集出荷流通体制整備事業
(4) 安全で安心な農産物の生産	・環境にやさしい農業推進事業
(5) 鳥獣害対策	・有害鳥獣対策事業
(6) 都市との交流の促進	・都市・農村交流事業
(7) 計画的な森林施業・基盤整備の促進	・林業振興事業 ・林道整備事業
(8) 森林の保全・育成と総合的利用	・森林整備事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
農業粗生産額	千万円	1,106	1,110	農業生産の活性化を推進します。
認定農業者数	人	182	192	新規の認定農業者数を増やします。
農地流動化・利用集積面積	ha	22	25	利用集積の活発化を図ります。
森林間伐面積	ha	10	16	間伐の推進を図ります。

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地産地消を進めます。</li><li>・ 森林の保全活動などに参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【農業者】</li><li>・ 質が高く、安全な農産物を生産します。</li><li>・ 環境保全型農業を進めます。</li><li>【林業者】</li><li>・ 森林管理の促進（植林、間伐等）と経営の安定化を図ります。</li><li>【農業関係団体】</li><li>・ 農業者の経営改善を指導します。</li><li>・ 安全な農産物づくりへの支援を行います。</li><li>【林業関係団体】</li><li>・ 森林施業に対する情報提供や支援を行います。</li><li>・ 森林施業の協業化を促進します。</li></ul>

## 第2節 ワイン産業

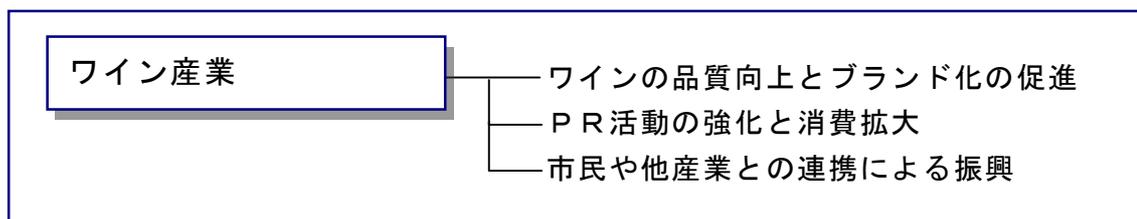
### 現状と課題

- 本市は、日本でのワイン醸造の発祥の地として 130 余年の歴史を誇り、現在は 34 社のワイナリーが立地しています。国内ワイン醸造量の約 30%に当たるワインを醸造する日本有数の生産地として国内の知名度は高く、近年は世界的なワインシーンにおいてもKOSHU（甲州）の名が頭角をあらわすようになってきました。
- 地域資源を活用した代表的な地場産業の育成のため、ワインの品質審査会や、ワインゼミナールやワインオーナー制度などの消費拡大活動、ワインの原料であるぶどうの品質向上など、ワイン産業の振興に向けた取り組みを進めてきました。
- 近年、アルコール製品の多様化等により国内のワイン消費量は微減傾向にありますが、安価な輸入ワインの増加による価格競争の激化や、国内における新興産地の出現など、国際競争や産地間競争と直面しています。
- 原料であるぶどうの生産から醸造までつくり手のみえるワインへの取り組み、ワイン原産地呼称制度やぶどう生産者とワイン生産者の連携強化など個性的なワインづくりや品質審査会の充実などによってワイン品質の向上を図り、ブランドの確立を図る必要があります。
- ワイン産業は本市の誇る地域資源のひとつであり、PR活動により消費の拡大に努めるとともに、観光・交流をはじめ、他産業と連携した活用が求められています。

### 施策の目的

本市の特色であるワイン産業の振興のため、ワイン生産者をはじめ、ぶどう生産者、行政が連携して、さらなるブランド化と品質向上による消費拡大を図るとともに、ワインを地域の活性化やイメージアップを図る上での戦略的商品と位置づけた施策を推進します。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) ワインの品質向上とブランド化の促進

ワイン品質の向上や甲州種ぶどうを核にしたワイン振興、ワイン原産地呼称制度の検討、品質審査会の実施などに取り組みます。また、日本固有の在来品種である甲州種ぶどうやワイン醸造専用品種の栽培を支援し、ワインのブランド化を促進します。

### (2) PR活動の強化と消費拡大

果樹・ワインの振興や観光の拠点施設である「勝沼ぶどうの丘」を核として、県内外、海外への情報発信やPR活動を強化し、イベントの活用、消費地への出展活動の展開など販売と消費拡大を図ります。

### (3) 市民や他産業との連携による振興

本市を代表する特産品であるワインについて、市民生活への浸透を図り、ワイン文化の醸成に努めます。

また、食とワインの研究や多彩なワインの取り組みなど、農業をはじめ、観光・交流産業など幅広い産業との連携によるワイン産業の振興を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) ワインの品質向上とブランド化の促進	・ワイン振興事業
(2) PR活動の強化と消費拡大	
(3) 市民や他産業との連携による振興	

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
ワイン振興事業への参加者	人	5,000	10,000	甲州ワインの普及に努めます。
ワイン専用ぶどうの栽培面積	ha	75	100	ぶどうの生産から醸造まで作り手の見えるワイン振興に取り組みます。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ワインゼミナールなどに積極的に参加しワインと食文化について理解を深めます。</li></ul>	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワイナリーの技術力の向上とともに、ぶどう農家や地域との連携を図ります。</li></ul>

## 第3節 観光・交流

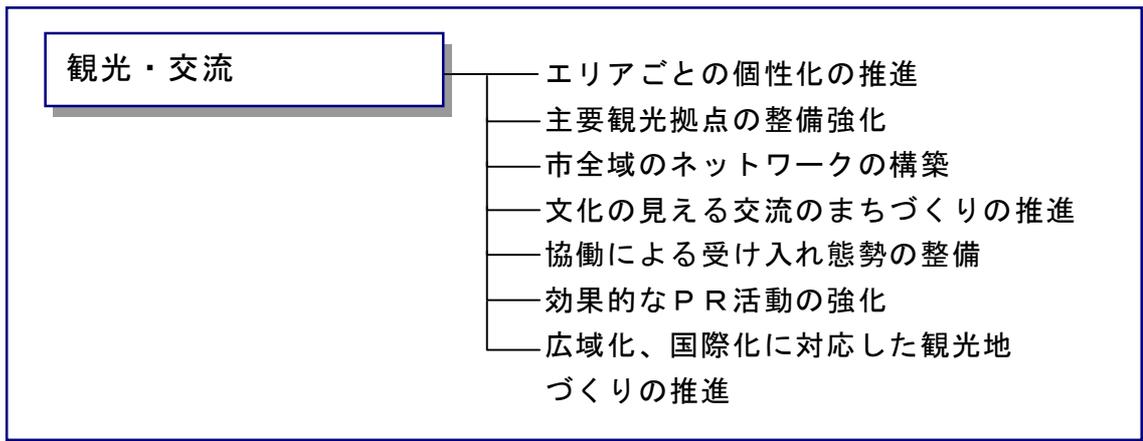
### 現状と課題

- 人々の暮らしと価値観が大きく変化する中で、観光ニーズもますます多様化、高度化する傾向にあります。特に参加・体験といった目的型観光へのニーズが高まる中で、これからの観光地づくりには、こうした変化に柔軟に対応し、リピート客の増加に向けた魅力づくりが求められています。
- 本市は、日本百名山の大菩薩嶺をはじめとする秩父多摩甲斐国立公園エリアなどの山々や温泉、武田氏ゆかりの神社仏閣をはじめ、国内有数の産地であるぶどうやモモ、サクラノボなどの観光果実園、国産発祥の歴史を有するワインなど、多様な観光資源を有しており、四季折々の魅力にあふれた山梨県を代表する観光地のひとつとして、県外における認知度も高いものがあります。
- 年間約 300 万人にのぼる観光客の大半は、首都圏を中心とした日帰り客であり、道路・交通手段の発達による観光の広域化や国際化、周遊性や滞在・宿泊性、通年性の向上などが課題とされています。
- 観光ニーズが、消費型から体験参加、学習型へ進化する中、固有の歴史文化、自然や環境など、本地域が有する独自の個性や特色を最大限に生かし、宿泊者の増加に向け、滞在型の観光振興の推進も求められています。
- 「勝沼ぶどうの丘」は本市のシンボルとして、基幹産業である果樹・ワイン等の振興や観光の拠点として、さらには歴史文化など地域情報を発信する場所としてその役割を担っています。今後もリピーターや甲州市ファンを獲得する観光拠点としてまちづくりへの貢献が求められています。
- このほか市内には、大菩薩の湯、道の駅甲斐大和など、地域の拠点となっている公設の観光施設がありますが、サービスの向上と経費の節減のため、指定管理者制度など民間活力の導入を進めています。

### 施策の目的

観光をまちづくりととらえ、市民との協働により、観光・交流人口の増加による地域の活性化を図るため、地域資源の活用をはじめ、自然環境や景観、農作業や農村体験、伝統文化や歴史遺産などを活用したツーリズムの推進により、通年型の観光地づくりを促進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) エリアごとの個性化の推進

市内を、大菩薩周辺山岳エリア、桃源郷エリア、ころ柿の里エリア、ぶどうとワインの里エリア、歴史街道エリアなどにエリア分けし、既存資源のさらなる活用と新たな地域資源の発掘・整備、エリアの特色を生かしたイベントや交流事業の実施など、それぞれの個性に磨きをかけて、より魅力ある観光地をつくれます。

### (2) 主要観光拠点の整備強化

エリアごとに観光拠点の整備充実を図り、受け入れ態勢の充実と情報の受発信機能の強化など各施設間の連携を強化します。

### (3) 市全域のネットワークの構築

市全域のネットワーク化を進め、全域周遊ルート of 構築、エリアごとの散策ルートの整備、案内マップや標識などソフト面の整備と駐車場やトイレ等のハード面の充実にも努め、重層的な観光地をつくれます。

### (4) 文化の見える交流のまちづくりの推進

武田史跡、ワインやころ柿づくりなどの伝統的地場産業、古民家など人々の暮らしの中で培われてきた伝統行事や特色ある農村文化、街道文化など、山梨県を代表する多くの歴史文化遺産をさらに生かした観光地をつくれます。

## (5) 協働による受け入れ態勢の整備

NPOやボランティアなど市民と地域、観光協会などとの協働により、祭りやイベントなどの活性化を図ります。また、地域や学校など生涯学習活動との連携を強化してもてなしの心を醸成し、イベント協力員、ボランティアガイドの養成など、受け入れ態勢の充実に努めます。

## (6) 効果的なPR活動の強化

マスメディアから口コミまで、あらゆる情報の受発信機能を使って、観光の分野別、対象者の年代別等、効果的なPR活動を強化して誘客を促進します。また、顧客満足度の測定などフィードバックの強化も推進します。

## (7) 広域化、国際化に対応した観光地づくりの推進

県や観光団体、旅行代理店などと連携した広域的な誘客事業を展開します。また、日本一のワイン産地、落葉果樹の産地としての特性を生かして、海外に向けたPR活動の展開や外国人観光客の受け入れ態勢の整備など国際化に対応した観光地づくりに取り組みます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) エリアごとの個性化の推進	・観光資源活用事業
(2) 主要観光拠点の整備強化	・観光施設整備事業 ・観光施設維持管理事業
(3) 市全域のネットワークの構築	・観光振興事業
(4) 文化の見える交流のまちづくりの推進	・観光資源活用事業 ・近代遺産整備事業
(5) 協働による受け入れ態勢の整備	・都市・農村交流事業
(6) 効果的なPR活動の強化	・観光宣伝事業
(7) 広域化・国際化に対応した観光地づくりの推進	・誘客促進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
観光入込客数	人/年	2,974,000	3,353,000	全体的な観光客の増加に取り組みます。
観光ボランティアガイド数	人	25	37	もてなしの心の醸成や受け入れ態勢の充実に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが市の自然や食文化など観光資源を理解し、甲州市をPRします。</li> <li>・もてなしの心の醸成に努めます。</li> <li>・イベント等に協力します。</li> </ul>	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の観光PR活動及び誘客活動など観光による市の活性化を推進します。</li> </ul> <p>【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光連盟は、観光振興に関する多面的な活動を行います。</li> </ul>

## 第4節 商工業

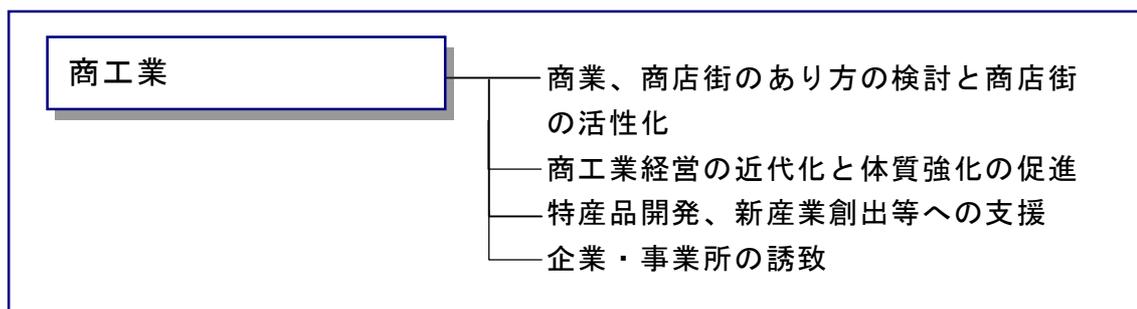
### 現状と課題

- 商業は、豊かな消費生活を提供するだけでなく、人々の交流やにぎわいを生み出すものとして、まちづくりの上で重要な位置を占めています。しかし、全国的に中心市街地の空洞化の進展がみられます。
- 本市の商業は、古くから小売業を主体に近隣市町村を含む購買ニーズに对应してきましたが、車社会の一層の進展や消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、郊外の大型店等への購買力の流出が進み、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。
- 商工会と連携しながら、経営意欲の高揚や経営体質の強化、サービスの向上等を促進していくとともに、市民及び事業者との協働のもとに本市の商業のあり方について検討を進めていく必要があります。
- 工業は、地域経済の発展はもとより、雇用の創出や研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。
- 景気の地域間格差や国際競争の激化は、市内企業にも相当の影響を及ぼし、取り巻く情勢は厳しさを増しています。
- 商工会との連携のもと、今後とも既存企業の体質強化や経営の安定化に向けた支援を進めていくとともに、優良企業の誘致を進める必要があります。

### 施策の目的

にぎわいと活力あるまちづくりに向けて、市民及び事業者、商工業団体、行政が一体となって、商店街の活性化や商工業経営の近代化を進めます。また、既存企業の体質強化を促進するとともに、特産品づくりや新産業の創出への支援、優良企業の誘致を進めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 商業、商店街のあり方の検討と商店街の活性化

郊外への大型店立地と市街地における商業振興など今後の本市の商業、商店街のあり方について商店街、商工会、行政が一体となって検討を進めます。また、事業者との協働のもと、商店街組織の充実・強化を支援し、商店街の活性化を図ります。さらに、西広門田橋以南の国道 411 号の全面改良に伴い、適正な土地利用のもと沿線周辺の商業の振興を促進します。

### (2) 商工業経営の近代化と体質強化の促進

商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等を通じ、経営の近代化を促進していくとともに、地域における商工業振興の核となるリーダーの育成をはじめ、商工業後継者の育成や各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

### (3) 特産品開発、新産業創出等への支援

関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備などとともに農産物や観光資源など地域資源を活用した産業展開や新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

### (4) 企業・事業所の誘致

関係機関との連携のもと、情報収集に努めるとともに、税制などの優遇措置を検討し、本市の環境や立地条件に調和した、企業・事業所の積極的な誘致に努めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 商業、商店街のあり方の検討と商店街の活性化	・ 商業振興計画策定事業 ・ 商店街振興事業
(2) 商工業経営の近代化と体質強化の促進	・ 商工業振興事業 ・ 商工振興資金等融資事業
(3) 特産品開発、新産業創出等への支援	・ 特産品等創出事業
(4) 企業・事業所の誘致	・ 企業誘致促進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
年間商品販売額 (H16)	万円	3,206,937		商工業経営の体質・基盤強化を促進します。
製造品出荷額等 (H16)	万円	4,670,930		〃

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内での消費に努めます。</li> <li>・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。</li> </ul>	<p>【商店・商店街】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個店の近代化、顧客のニーズに合った魅力化と自助努力を行います。</li> <li>・組織の強化や商店街の環境整備を行います。</li> </ul> <p>【商工会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営指導など商工業振興に関する多面的な活動を行います。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な経営を行います。</li> </ul>

## 第5節 雇用・勤労者福祉

### 現状と課題

- 産業のサービス化・情報化や経済のグローバル化等の進展による製造業の海外進出など、国内の経済環境は急激に変化しており、わが国の産業・経済は構造的な改革に迫られています。
- 企業は従業員の削減や新規採用の抑制を行うなど、労働環境は一段と厳しくなっています。また正社員からパート社員へ、第2次産業から第3次産業へ雇用ニーズのシフトが進むなど、就業構造も大きく変わろうとしています。
- 雇用をめぐる情勢が依然として厳しい状況にある中、本市においても企業誘致や産業振興、市内企業への地元雇用の要請など雇用機会の確保・拡充に努めてきました。
- 今後も、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の充実、高齢者の能力活用、U J I ターン\*希望者への対応、若年労働者の地元就職、女性や障害者の雇用促進など就労対策に努めます。
- 企業への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障害者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上に努めます。

### 施策の目的

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

### 施策の体系



\* U J I ターン: U: 出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること。  
J: 出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。  
I: 出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し、移り住むこと。

## 主要施策

### (1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や企業等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職、UJIターンを促進します。また、シルバー人材センターへの支援による高齢者の就労促進、女性や障害者の雇用促進に努めます。

### (2) 勤労者福祉の充実

中小企業労務改善協議会などの関係組織と連携し、労働条件の改善、勤労者が働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、勤労者の保健、健康管理など福利厚生機能の向上に努めます。また、余暇活動のニーズに応えるため、市民海の家の開設をはじめ文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実や余暇情報の提供等に努めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進	・ 情報発信事業 ・ シルバー人材センター運営助成事業
(2) 勤労者福祉の充実	・ 労務改善支援事業 ・ 勤労者福利厚生事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
労務改善協議会への参加企業数	社	33	44	勤労者が働きやすい環境づくりに努めます。
シルバー人材センターの登録者数	人	214	300	高齢者などの雇用を促進します。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・ 研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。	【事業者】 ・ 事業所の福利厚生レベルを高めます。 ・ 雇用機会の創出と高齢者層や障害者、女性等の積極的な雇用を行います。

## 第2章 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

### 第1節 子育て支援

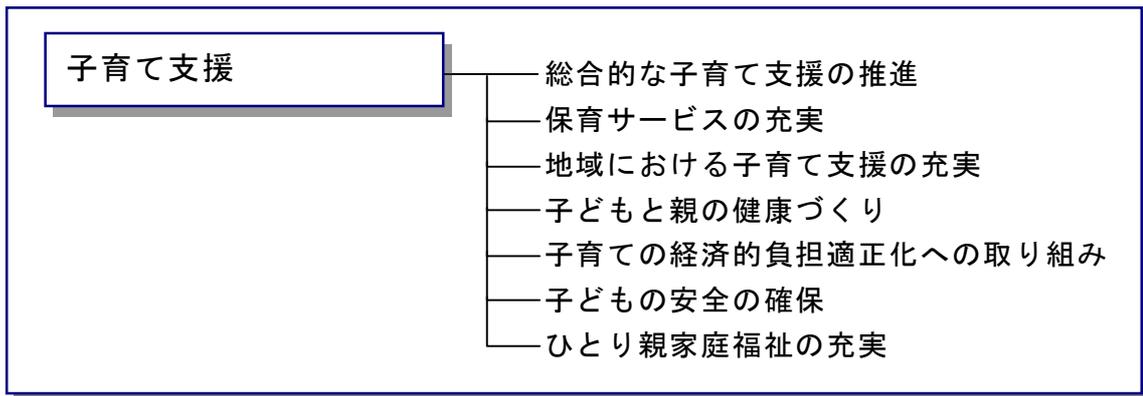
#### 現状と課題

- わが国では急速に少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少をはじめ、年金、医療など社会保障への影響や家庭や地域における子どもの育成環境の変化など、社会全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本市には、公立保育所7箇所、私立保育園8箇所があり、保育業務を行っています。
- これまで少子化対策として、保育サービスの充実や保育施設の整備、児童クラブの設置、家庭における育児支援や健康管理などに取り組んできましたが、依然として出生率は低下傾向にあります。
- この原因として、核家族化による家庭の子育て機能の低下や地域における養育力の低下、結婚に対する価値観の変化による非婚、晩婚化と離婚の増加、育児と仕事の両立への不安・負担感、子育てそのものの不安の増大などが考えられます。
- 子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、従来の取り組みに加え、さらなる施策の充実に努めています。
- 子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、市民一人ひとりがかわるとともに保健・福祉・医療・教育など、様々な分野での連携と、関連機関等が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。
- 24名の結婚相談員を委嘱して結婚相談についての意見・情報交換などを行い、相談や出会いの場づくりなどに取り組んでいます。

#### 施策の目的

次世代を担う子どもたちや子育て進行中の家庭、働きながら子育てをする人たちが、安全でかつ安心して子どもを産み、育てることのできる子育てにやさしいまちの実現を目指します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 総合的な子育て支援の推進

次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実を図り、地域の実情や時代に即応した安心して子育てができる施策を推進していきます。

### (2) 保育サービスの充実

一時保育・休日保育、延長保育や病後児保育など多様なニーズに応じた保育サービスの提供とともに、保育所の充実や保育施設の適正配置を検討し、その整備を図ります。

### (3) 地域における子育て支援の充実

児童クラブの設置をはじめ、親同士の交流の場づくりに向けたつどいの広場の開設、子育てサークル・サロン等の活動支援、「子育てガイドマップ」の作成・配布など地域における多様な子育て支援の充実に努めます。

### (4) 子どもと親の健康づくり

安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援や育児不安の減少に向けた養育相談を強化するとともに、助産師、ヘルパーの派遣等による支援、育児教室の開催、食育の推進に努めます。また、幼児・児童インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

### (5) 子育ての経済的負担適正化への取り組み

子育てに関する経済的負担の適正化を図るため、保育料の適正設定、不妊治

療費の助成、第3子以降の出産祝い金の支給等の子育て家庭の経済的負担適正化への取り組みを推進し、さらに乳幼児医療費助成についても継続します。

## (6) 子どもの安全の確保

市民、関係機関等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るための見守り活動を推進するとともに、児童虐待防止に努めます。

## (7) ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めていきます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 総合的な子育て支援の推進	・次世代行動計画推進事業
(2) 保育サービスの充実	・保育対策等促進事業 ・保育所等運営事業
(3) 地域における子育て支援の充実	・子育てサロン・サークル支援事業
(4) 子どもと親の健康づくり	・母子保健事業
(5) 子育ての経済的負担適正化への取り組み	・子育て環境支援事業
(6) 子どもの安全の確保	・地域見守り活動推進事業
(7) ひとり親家庭福祉の充実	・ひとり親家庭支援事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
放課後児童健全育成事業	箇所	12	13	地域における多様な子育て支援の充実を図ります。
児童館・児童クラブ利用者数	人/年	59,844	63,000	〃
子育てサークル(育成支援)	団体	8	10	子を持つ親の交流の場づくりを支援します。
ファミリーサポートセンター事業	箇所	0	1	地域での子育て環境の充実を図ります。

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもたちの健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。</li><li>・ 愛情と責任を持って子育てを行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】</li><li>・ 地域での見守り活動や子育て支援など健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。</li><li>・ 保育所、幼稚園、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちと地域が交流する機会の創出に努めます。</li><li>【事業者】</li><li>・ 育児休業の取得や子育て後の女性が再就職しやすい環境をつくれます。</li></ul>

## 第2節 健康づくり

### 現状と課題

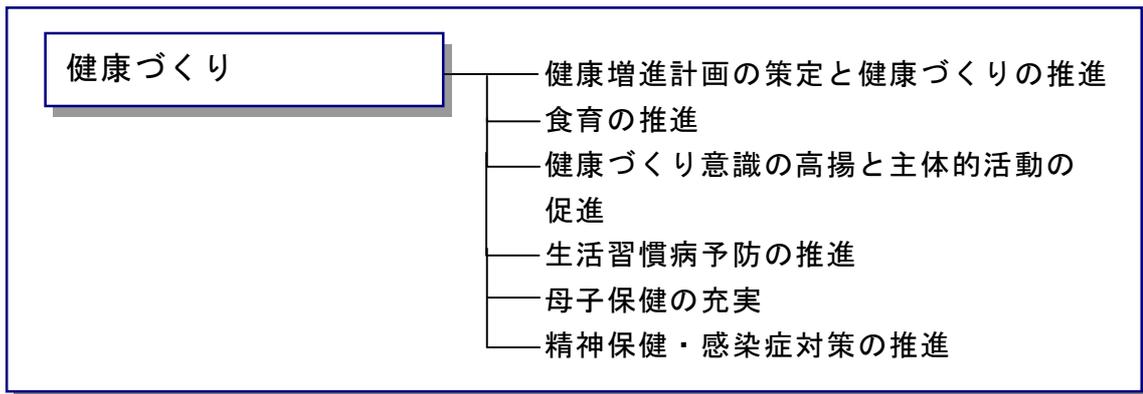
- 少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心は一層高まり、一人ひとりの自主的な健康づくりに向けた環境整備が求められています。
- 本市では、各種健康診査や健康教育・相談などの保健事業の実施、健康づくり推進協議会を中心とした「健康にチャレンジ 50 事業」の実施など、市民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進しています。
- 「手ばかり」を使った食改善活動、食育推進計画に基づく食育の推進など「食」からの健康づくりに積極的に取り組んでいます。
- 食生活や生活様式の変化等に伴い、糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費の増大がさらに予測されることから、国においては平成 20 年度から医療制度の改革を行い、生活習慣病予防のための健診・保健指導を医療保険者（市）に義務化し、従来 of 保健分野と保険者が連携した新しい健康づくり推進体制が求められています。
- 生活習慣病予防のため、健診・保健指導体制の充実をはじめ、各種保健事業の充実が求められています。また、少子化が進む中で、健やかな子どもを生育育てるための母子保健の充実や社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。
- 健康づくりの指針となる健康増進計画の策定のもと、健康寿命\*の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努める必要があります。

### 施策の目的

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。

\* 健康寿命：病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命。健康で自立して生活できる期間。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 健康増進計画の策定と健康づくりの推進

健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、その指針となる健康増進計画を策定し、肥満の予防、運動習慣の推進、生活習慣病の予防などの各分野の数値目標の達成に向けた健康づくり施策を関係団体・関係部門と連携して推進します。

### (2) 食育の推進

心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けて、食育推進計画に基づき、食育推進会議など推進体制の充実を図るとともに、食生活改善推進員を中心とした「手ばかり」を使った食改善活動など、関係団体・関係部門と連携して食育の推進を図ります。

### (3) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等を図り、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。また、健康づくり推進協議会など健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、自分の健康は自分で守るという市民の主体的な健康づくりを促進します。

### (4) 生活習慣病予防の推進

医師会をはじめ関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診・保健指導の体制づくりと実施をはじめ、がん検診、歯周疾患検診等各種健診の充実を図ります。また、健康教育及び健康相談・家庭訪問等を通じ、生活習慣改善に向けた個別支援の実施など支援体制の充実を図ります。

## (5) 母子保健の充実

母性の出発点である思春期や妊娠期から、出産・育児までの一貫した子育て支援をするため、健康診査、健康相談・訪問指導、健康教育などの各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

## (6) 精神保健・感染症対策の推進

保健所や医療機関との連携のもと、精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康づくりを推進します。また、結核検診の実施、肝炎・エイズなどの感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 健康増進計画の策定と健康づくりの推進	・健康づくり推進事業
(2) 食育の推進	・食育推進事業
(3) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進	・健康づくり推進事業
(4) 生活習慣病予防の推進	・各種健診事業
(5) 母子保健の充実	・母子保健事業
(6) 精神保健・感染症対策の推進	・精神保健・感染症対策事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	25.0	15.0	生活習慣病予防を推進し、該当者の減少を図ります。
毎日野菜を食べている人の割合	%	65.7	87.0	野菜摂取を中心に食育の推進を図ります。
乳幼児健診受診率	%	80	100	母子保健の充実に向けた受診率の向上を図ります。
育児学級参加率	%	60	80	不安の解消と正しい知識の普及に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。</li><li>・ 定期健診を受診し、生活習慣の改善に努めます。</li><li>・ 乳幼児健診や学級へ参加します。</li><li>・ 母乳育児に努めます。</li><li>・ 子どもが心身ともに健全に育つよう努めます。</li></ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康づくりや母子保健の地域活動の充実に努めます。</li><li>・ 地域ぐるみの健康づくりや組織化を推進します。</li><li>・ 健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。</li></ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。</li></ul>

## 第3節 医療

### 現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、多様化してくることが予想されています。
- 本市には、病院2施設、一般診療所14施設、歯科診療所15施設の医療施設があり、医療サービスが提供されています。
- 塩山市民病院に設置された「病診連携室」を中心に、病院と医師会の連携を図り、市営診療所による地域医療サービス及び一之瀬高橋区への出張診療など地域医療の充実に努めてきました。また、市立勝沼病院に指定管理制度を導入し、病院経営の改善・向上を図っています。
- 医療サービスに対するニーズの高度化、多様化、救急医療ニーズに対応し、市内外の医療機関や保健・福祉機関との連携・協力体制の一層の強化を図り、地域医療体制の充実に進めていく必要があります。

### 施策の目的

医療ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、連携による地域医療体制の充実に進めます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### (1) 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進

医師会との連携のもと、医療ニーズに対応できる市内医療機関の診療内容の充実、在宅医療の充実等に努めるとともに近隣市との連携、協力による地域医療体制の充実に図ります。

## (2) 救急医療・災害時医療体制の充実

東山梨消防本部など関係機関と連携して、救急医療・救急搬送体制の確保と充実を図ります。また、小児救急医療体制、救急医療情報システムの整備など広域連携を図りながら救急・休日・夜間医療の充実、大規模災害時医療体制の整備促進を図ります。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進	・医療連携体制整備事業
(2) 救急医療・災害時医療体制の充実	・救急医療体制整備事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
地域医療施設の充実や救急体制の満足度	%	36.7		地域医療施設の充実や救急体制の満足度の向上に努めます。

### 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・相談できるかかりつけの医者を持ちます。	【医療機関】 ・安全で質の高い医療を提供します。 ・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

## 第4節 地域福祉

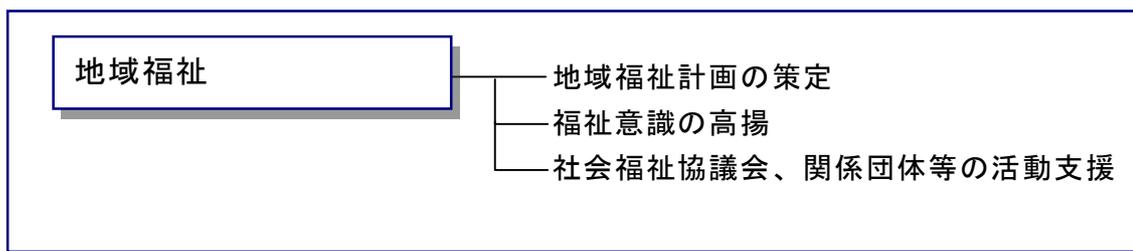
### 現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行に伴い、家族形態に変化がみられ、地域社会においても共同体としての意識や支え合いの機能が希薄になっています。だれもが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らし続けたいと願っており、そのためには、地域社会に住む一人ひとりが、お互いに思いやりを持って助け合う関係づくりが求められています。
- 本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障害者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。
- 今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障害者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。
- 地域福祉を総合的に推進するための地域福祉計画を策定し、ノーマライゼーション\*の理念の啓発・広報活動を推進し、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域で支え合う福祉体制をつくり上げていく必要があります。
- また、2箇所の福祉センターは指定管理制度を導入し、経営の改善・向上を図りながら、市民の健康と福祉の増進に努めています。

### 施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や関係団体等の活動を支援するとともに、市民一人ひとりの福祉意識の高揚やボランティア活動の活性化を図ります。

### 施策の体系



\* ノーマライゼーション：すべての人が等しく生きる社会の実現。

## 主要施策

### (1) 地域福祉計画の策定

地域福祉を総合的に推進するため、福祉サービスの利用促進や市民参画の促進に向けた地域福祉計画を策定します。

### (2) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

### (3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地区公民館等を拠点に高齢者などが地域で交流できる「ふれあい・いきいきサロン」の設置など地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

また、福祉ボランティアの育成、NPO\*の活動を支援します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 地域福祉計画の策定	・ 地域福祉計画策定・推進事業
(2) 福祉意識の高揚	・ 地域福祉推進事業
(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	・ 社会福祉団体支援事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
福祉ボランティア団体数	団体	17	20	各種福祉活動の活発化を促進します。
社会福祉協議会ボランティア登録者数	人	241	300	〃
いきいきサロンの設置数	箇所	6	15	地域交流の活性化を図ります。

\* NPO：民間非営利団体

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域における身近な福祉活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域コミュニティとして、民生委員やボランティアと適切な役割分担のもと、地域の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。</li></ul></li><li>【事業者】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域福祉に貢献しやすい環境づくりに勤めます。</li></ul></li><li>【社会福祉協議会】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域福祉活動計画を推進します。</li></ul></li></ul>

## 第5節 高齢者施策

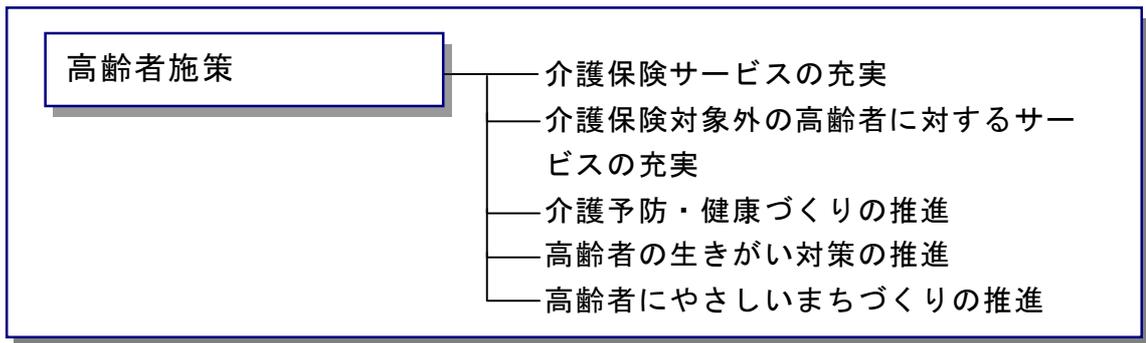
### 現状と課題

- わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成 27 年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。
- 本市においては、65 歳以上の高齢者が 26.7%（平成 17 年国勢調査）と高齢化が進んでいます。これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下など、高齢者施策の充実が引き続き市全体の大きな課題となっています。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。
- 高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、地域包括支援センターを中心に在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。
- また、住み慣れた家で快適な療養生活を送れるよう一人ひとりの状態にあわせた「看護」を提供する訪問看護ステーションを設置し、訪問看護サービスや居宅介護支援を医療的要支援者に対して行っています。
- 高齢者保健福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 介護保険サービスの充実

各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心として、地域における「総合相談・支援」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」を実施し、介護予防サービス及び地域支援事業の円滑な提供・実施を図ります。

### (2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実

介護保険対象外の高齢者に対する介護予防・生活支援に向けた各種保健福祉サービスの充実に努めます。

### (3) 介護予防・健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携を強化し、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実など保健サービスの提供に努めるとともに、総合的な高齢者の健康づくりを推進します。

### (4) 高齢者の生きがい対策の推進

社会福祉協議会と連携して、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に向け、学習・スポーツ活動機会の拡充、地域福祉活動などのボランティア活動の促進等余暇、生きがい対策に努めるとともに、就労支援に向けシルバー人材センターの支援及び有効活用を図ります。

### (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

地域福祉の推進や住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実など、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。また、ネットワークを活

用した高齢者の健康状態の把握や緊急時の対応などの検討を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 介護保険サービスの充実	・介護サービス事業 ・包括的・継続的マネジメント事業
(2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実	・介護予防・さわやか生活支援事業
(3) 介護予防・健康づくりの推進	・介護予防事業 ・介護予防ケアマネジメント事業
(4) 高齢者生きがい対策の推進	・高齢者社会活動等推進事業
(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進	・各種関連事業との連携の強化

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
介護サービスを受けている人の割合(居宅、施設)	%	11.4		介護予防に向けた保健サービスの充実と健康づくりを推進します。
要介護認定者の割合(65歳以上)	%	13.7		〃
一般高齢者介護予防事業参加割合(65歳以上)	% (人)	10.0 (973)		〃

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みます。</li> <li>介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域】 <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館など活動の場の確保を図り、高齢者の社会参加を支援します。</li> <li>ひとり暮らしの高齢者の見守り、声かけなど地域での連携、支援を行います。</li> </ul> </li> <li>【団体】 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の福祉の担い手として活動します。</li> </ul> </li> </ul>

## 第6節 障害者施策

### 現状と課題

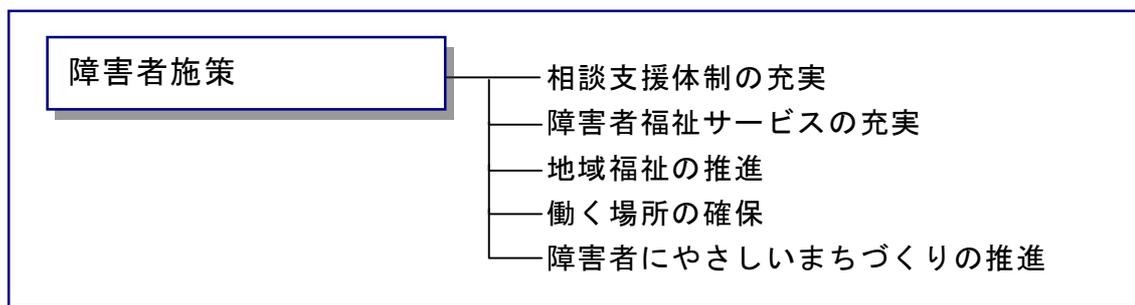
- 近年、障害者数はますます増加しており、本人及び介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。
- さらに平成18年度からは「障害者自立支援法」に基づく3障害一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われました。
- 本市の心身障害者手帳交付者は1,911人（内訳：身体障害者手帳交付者1,562人、療育手帳（知的）交付者188人、精神障害者保健福祉手帳交付者161人）（平成19年4月1日現在）となっており、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、生活などの支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付や障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進など、多様な施策を推進しています。
- 特に、障害者が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した「福祉あんしん相談センター」を設置し、問題解決と相談体制の充実を図っています。
- 障害者自立支援法の施行に伴う各種制度の改正を踏まえて策定した障害者総合計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー\*のまちづくりなど、障害者施策の総合的推進に努める必要があります。

### 施策の目的

すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの提供など各種施策を総合的、計画的に推進します。

\* バリアフリー：無障壁。様々な障壁をなくすこと。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 相談支援体制の充実

障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心としながら、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。また、一人ひとりの環境にあった適切な就学・就労相談及び指導に努め、障害者自立支援協議会を中核とした推進体制の強化を図ります。

### (2) 障害者福祉サービスの充実

「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるよう努めていきます。また、家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援をしていきます。

### (3) 地域福祉の推進

障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実に努めるとともに、地域生活支援事業を確実に実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めます。

### (4) 働く場所の確保

障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業所への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実に努めます。

## (5) 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、すべての市民にとって利用しやすい環境の推進を図ります。また、災害などの緊急時における支援体制の構築を図ります。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 相談支援体制の充実	・ 障害者福祉計画推進事業
(2) 障害者福祉サービスの充実	・ 障害者福祉事業
(3) 地域福祉の推進	・ 障害者福祉関係団体育成・支援事業
(4) 働く場所の確保	・ 障害者自立支援事業
(5) 障害者にやさしいまちづくりの推進	・ 各種関連事業との連携の強化

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行による削減	人	41	37	障害者の自立に向けた環境整備に努めます。
入院中の退院可能精神障害者の減少	人	9	0	〃
福祉施設から一般就労への移行	人	0	4	〃

### 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・ 障害者への理解を深め、自立や社会参加への支援を行います。	【地域】 ・ 障害者が参加できる地域活動の機会をつくれます。 ・ 障害者が安心して生活できる環境をつくれます。 【事業者】 ・ 障害者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

## 第7節 社会保障

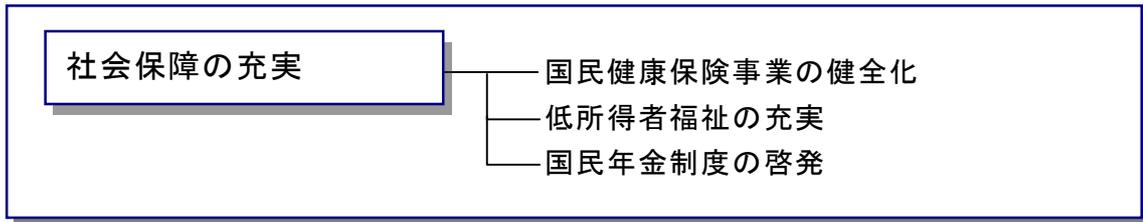
### 現状と課題

- 急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、生活様式や意識の多様化など社会環境が大きく変化する中、年金・医療を中心とした社会保障制度のあり方が国を挙げた大きな課題となっています。
- 国民健康保険制度については、医療制度改革の大きな柱として新しい医療保険制度となる後期高齢者医療制度が創設されるとともに、増加する医療費を抑制するため、40歳以上を対象に「特定健康診査」と必要度に応じた「特定保健指導」の実施が各医療保険者（市）に義務づけられることになりました。
- こうした国の制度改革に対応し、国民健康保険の健全化に向けて、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、収納率向上に向けた収納対策に取り組む必要があります。
- 国民年金については、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として施行されていますが、少子高齢化が進む中、老後の生活において国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきていることから、今後とも国民年金制度についての正しい知識の普及を図り、未加入者の解消に努める必要があります。
- 低所得者福祉については、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、増加していくことも考えられます。このため、今後とも関係機関との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を展開していく必要があります。
- また、本市では、身体又は精神上的の障害により、独立して日常生活を営むことのできない要保護者のため、生活保護法による救護施設を設置しています。

### 施策の目的

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険制度の健全化、低所得者福祉の充実、国民年金制度の啓発に努めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 国民健康保険事業の健全化

国の制度改革に沿った、特定健康診査及び特定保健指導により健康で長生きできる社会を目指し、医療費の抑制に努めます。また、収納率の向上に向けた対策強化に取り組みます。さらに、広域的な連携のもと、後期高齢者医療制度の健全な運営に努めます。

### (2) 低所得者福祉の充実

生活保護世帯の自立・就労支援に向け、ケースワーカー、民生・児童委員との連携のもと、また、就労支援相談員の配置等実情に応じた自立支援プログラムに沿った生活保護制度の適正な運用を図ります。また、要保護世帯向け長期生活支援資金（対象は65歳以上）の活用を図ります。

### (3) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談体制の充実を図り、制度についての正しい理解を深めていきます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 国民健康保険事業の健全化	・ 国民健康保険特別会計事業 (保険給付事業、保健事業)
(2) 低所得者福祉の充実	・ 生活保護施行事務事業 ・ 救護施設運営事業
(3) 国民年金制度の啓発	・ 国民年金事務費

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
国保税収納率	%	93	93.5	事業の健全化に向け、 収納率の向上に努めます。
特定健康診査の実施率	%	—	65	保険制度の安定化、生 活習慣病予防に向けて 健診率の向上を図ります。
特定保健指導の実施率	%	—	45	〃

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病の早期発見に努め、重症化を防ぎます。</li> <li>・ 年金制度の理解を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【社会福祉協議会】</li> <li>・ 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。</li> <li>【民生委員】</li> <li>・ 地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。</li> </ul>

# 第3章 快適で安心して暮らせるまちづくり

## 第1節 土地利用

### 現状と課題

- 土地は、将来にわたって限られた貴重な資源であり、まちづくりの最も基本的な要素です。従って、まちの発展や市民生活の向上のためには、土地の高度かつ有効な活用が求められます。
- 本市の総面積は 264.01km<sup>2</sup> で、土地利用別で見ると宅地 7.4km<sup>2</sup>(2.8%)、農用地 21.8km<sup>2</sup>(8.3%)、森林等 210.9km<sup>2</sup>(79.9%)、その他 23.91 km<sup>2</sup>(9.0%) となっています。また、塩山地域の北部地区、多摩川水系地区及び大和地域を除く大部分が都市計画区域に指定されており、JR塩山駅周辺に市街地が展開し、本市の都市軸になっています。
- 魅力ある市街地環境の整備、優良農地の保全・活用、優れた自然環境・景観や市域の8割を占める森林の保全・活用など定住・交流人口の増加や利便性の向上を目指しながら調和の取れた土地利用を進めていくことが課題となっています。
- 土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業に取り組んできました。今後とも土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査の成果の適正管理と有効利活用を推進していきます。

### 施策の目的

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展に向け、国土利用計画の策定のもと、土地利用関連計画の総合調整を図り、これに基づく計画的な土地利用を推進します。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 土地利用関連計画の策定及び総合調整

市民との協働のもと、国土利用計画（甲州市計画）を策定します。また、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画の策定にあわせて土地利用計画の総合調整を実施し、一体的な運用による適正な規制・誘導に努めます。

### (2) 地域特性と調和に配慮した土地利用

地域住民の合意形成を図りながら、市街地型、果樹園居住型、森林・自然型それぞれの土地利用の基本方針に基づき、地域特性と調和に配慮した計画的な土地利用を促進します。

### (3) 土地情報の有効利用と活用

土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査の成果などを全庁的に共有活用する統合型GIS\*システムを構築します。また、一部未調査地域の地籍調査事業の再開に向けた検討を行います。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 土地利用関連計画の策定及び総合調整	・土地利用規制等対策事業
(2) 地域特性と調和に配慮した土地利用	
(3) 土地情報の有効利用と活用	・地籍調査事業

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・自然と都市的環境との調和を大切にした土地利用に協力します。	【地域】 ・地域特性と調和に配慮した土地利用に協力します。 【開発業者】 ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。

\* GIS：位置や空間に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示する技術。

## 第2節 市街地

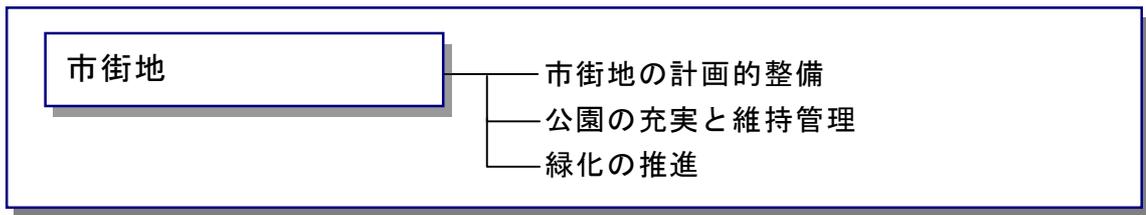
### 現状と課題

- 良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全・安心で快適な居住環境と産業・文化の集積を生み出すものであり、人々の定住と交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、総面積の27.7%にあたる7,308haが峡東都市計画地域に含まれ、用途地域の指定状況をみると、住居系用途が218.0ha、商業系用途が16.9haとなっています。
- 土地区画整理事業や道路の整備等を推進し、良好な市街地形成に努めてきましたが、今後も居住環境の向上、街中再生の取り組みなど都市的魅力を生み出す拠点の形成、商工業の産業立地の適正な誘導等が必要となっています。
- 長期的な都市づくりの方向性を定めた都市計画マスタープランに基づき、都市づくり体制を強化し、市民及び事業者の参画・協働のもと、都市基盤整備を進め、市の特性を生かした個性的で活力と魅力に満ちた快適な市街地の形成に取り組んでいく必要があります。
- 公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションや防災・コミュニティの場として地域の良好な環境を維持する上で大きな役割を果たしており、全国的に都市公園の整備や緑地保全等が重視されています。
- 本市には、8箇所の都市公園があり、市民の身近な憩いの場として親しまれており、都市公園を利用する各種団体や地域住民による自主的な管理も行われています。
- 既存公園の遊具等の充実や市民参画による維持管理体制の充実を図る必要があります。

### 施策の目的

魅力ある市街地の形成に向け、市民及び行政が一体となり、都市機能の計画的な整備配置を推進します。また、快適な都市環境づくりに向け、公園・緑地等の確保を推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 市街地の計画的整備

都市計画マスタープランの策定を通じて、市街地づくり・都市づくりへの市民の気運の醸成を図りながら、都市計画推進体制を確立し、良好な市街地環境の整備を計画的に推進します。また、商業機能や行政拠点機能、教育・文化機能などの多様な都市拠点機能の充実を進め、魅力ある市街地の形成に努めます。

### (2) 公園の充実と維持管理

既存公園の遊具等の充実など公園の整備を図るとともに、公園の清掃、除草作業など市民と行政の連携による維持管理を促進します。

### (3) 緑化の推進

市民、事業者、行政が一体となった緑化活動を促進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 市街地の計画的整備	・都市計画マスタープラン策定、推進事業
(2) 公園の充実と維持管理	・公園維持管理事業
(3) 緑化の推進	・緑化推進事業 ・花のまちづくり事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
公園や子どもの遊び場に関する満足度	%	21.7%		公園や子どもの遊び場に関する満足度の向上に努めます。
住民と協働で管理している公園	箇所	5		公園の地域住民による維持管理を支援、促進します。
都市計画道路整備延長	m	6,579	7,139	都市計画道路の計画的な整備を促進します。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。</li> <li>・緑化運動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域】</li> <li>・地域での公園の維持・管理や緑化運動を進めます。</li> <li>【事業者】</li> <li>・緑化運動に参加します。</li> <li>・都市計画マスタープランに沿った都市づくりに協力します。</li> </ul>

## 第3節 景観形成

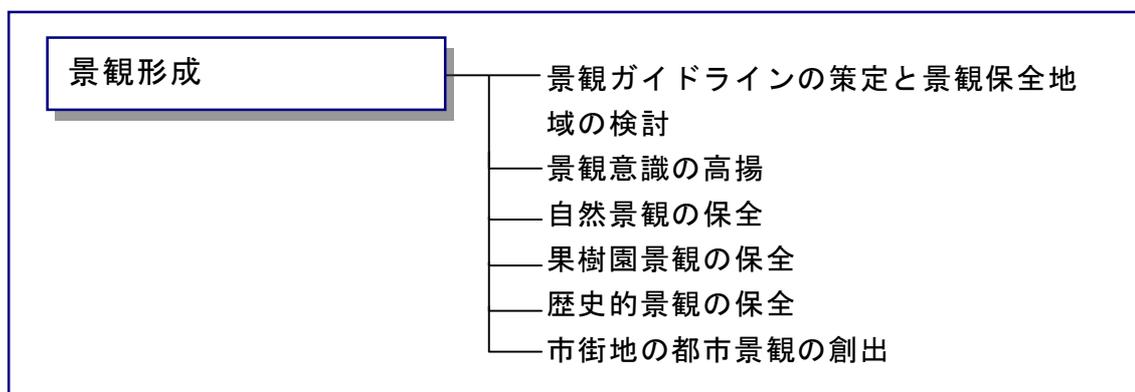
### 現状と課題

- 良好な景観は、長い歴史と人々の暮らしの中で形成される地域住民共通の財産であり、潤いのある豊かな生活環境を創造し、個性的で活力のある地域社会を実現する、まちづくりの大切な要素のひとつです。
- 本市は市域の約8割を緑豊かな森林地帯が占めており、四季折々に変化する山並みの眺望や渓谷などの自然景観、ぶどう畑やモモ畑などの特色ある果樹園景観やころ柿づくりに代表される農村景観、神社仏閣や古民家などの建造物からなる歴史的景観などが美しく調和しており、人々の誇りであると同時に、都市との交流を図る上でも貴重な資源となっています。
- 土地区画整理事業や道路整備の推進などにより市街地形成に努めてきましたが、デザインや色合いなど統一の必要性があります。
- 優れた自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存と形成に努めるとともに、都市基盤整備、街中再生に向けた取り組みなど都市景観形成にも努め、市民や事業者、行政が一体となった取り組みを図っていく必要があります。

### 施策の目的

自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存や形成、都市景観の創出についての市民や事業者の意識の高揚を図りつつ、地域と一体となった景観形成を進めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 景観ガイドラインの策定と景観保全地域の検討

市民、事業者の参画のもと、良好な景観形成を実現するための基準となる景観ガイドラインを策定します。また、市民、地域の意向を把握しながら景観保全地域の設定を検討します。

### (2) 景観意識の高揚

広報やホームページなどを通じて、市民、事業者の景観に関する意識の高揚を図ります。

### (3) 自然景観の保全

秩父多摩甲斐国立公園エリアを中心とする山岳や渓谷、森林や里山などの自然景観の保全を図ります。

### (4) 果樹園景観の保全

農業施策の積極的展開により、耕作放棄地等の減少を図り、果樹園景観保全を促進し、貴重な地域資源としての景観や環境の維持を図ります。

### (5) 歴史的景観の保全

歴史的史跡等について保全するとともに、周辺的生活空間や自然景観を一体的な空間として捉え、歴史資源や自然景観と調和した環境整備を図ります。

### (6) 市街地の都市景観の創出

市街地整備を推進する中で、デザインの統一など市街地としての落ち着いたある高度な都市空間の形成を通じ、良好な都市景観の形成を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 景観ガイドラインの策定と景観保全地域の検討	・ 景観ガイドライン事業
(2) 景観意識の高揚	・ 広聴広報事業
(3) 自然景観の保全	・ 自然景観保全事業
(4) 果樹園景観の保全	・ 農業振興事業
(5) 歴史的景観の保全	・ 歴史的景観保全事業
(6) 市街地の都市景観の創出	・ 街路対策事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
居住地区のまち並みが良好だと感じている市民の割合	%	—		地域にあった景観づくりに努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域】 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観保全、景観保護に努めます。</li> </ul> </li> <li>【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。</li> </ul> </li> </ul>

## 第4節 道路・交通網

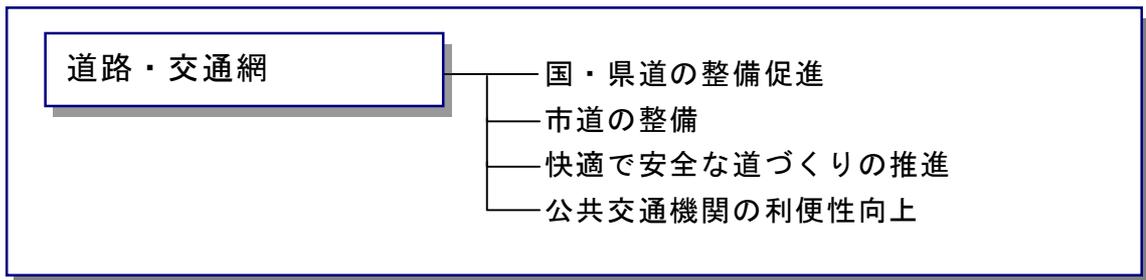
### 現状と課題

- 道路・交通網は、市民の日常生活や地域の経済活動を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道20号、丹波山村を經由して多摩地域とを結ぶ国道411号、県道15路線、市道1,271路線によって構成されています。
- これまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきており、今後も、広域的な観光・交流をさらに活発にするために中央自動車道勝沼インターチェンジ、国・県道からの主要幹線市道へのアクセスの円滑化をはじめ、中心市街地の道路の拡幅、歩道の整備など幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の安全性、利便性の一層の向上を進めていく必要があります。また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設の設置など環境・景観面にも配慮した道路づくりが求められています。
- 公共交通機関をみると、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有しているほか、高速バスが運行されています。
- 市民の身近な移動手段確保のため、地域循環バス等として塩山地域8路線、勝沼地域2路線及び大和地域から勝沼・塩山地域へ縦断する1路線を運行しています。また、広域バス路線2路線を、関係市と自主運営バスとして運行しています。
- バス運行は、広域的な交流を支える基盤であるとともに、市民の身近な足として欠かせないものであることから、関係機関と連携し、維持・確保、利便性向上等を図る必要があります。

### 施策の目的

定住と交流を支える便利で安全・安心な道路・交通ネットワークの確立に向け、市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を進めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 国・県道の整備促進

広域的アクセスの向上と市全体の発展の可能性の拡大に向け、市内の国・県道の整備を関係機関に要請していきます。

### (2) 市道の整備

中央自動車道、国・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、市道の整備を計画的・効率的に進めます。また、維持管理については、道路・橋梁の長寿命化に向けたアセットマネジメント\*システムの構築に向けた検討を行います。

### (3) 快適で安全な道づくりの推進

道路整備にあたっては、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設や街路樹の植栽など交流都市にふさわしい環境・景観に配慮した道づくりを進めます。また、交差点改良及び歩道改良、バリアフリー化など安全な道路環境の整備を推進します。

### (4) 公共交通機関の利便性向上

広域的なアクセス向上のため、鉄道や高速バスの利便性向上を関係機関に働きかけます。また、循環バスについては、既存バス路線運行の見直しや、料金体系の見直し検討なども踏まえ、市民や来訪者の移動手段として、さらなる利便性の向上を図ります。

\* アセットマネジメント：資産を効率よく運用管理すること。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 国・県道の整備促進	
(2) 市道の整備	・ 道路橋梁事業
(3) 快適で安全な道づくりの推進	・ 道路維持管理事業
(4) 公共交通機関の利便性向上	・ 市民バス、自主運営バス事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市道の改良整備状況	m	107,295	109,000	計画的な改良整備に努めます。
市道の新設、改良に伴う歩道整備状況	m	25,469	26,500	快適で安全な道づくりに努めます。
市営バスの利用者数	人	175,000	200,000	利便性の向上に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。</li> <li>・ 積極的に公共交通機関を利用します。</li> </ul>	<b>【事業者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。</li> </ul>

## 第5節 住宅・宅地

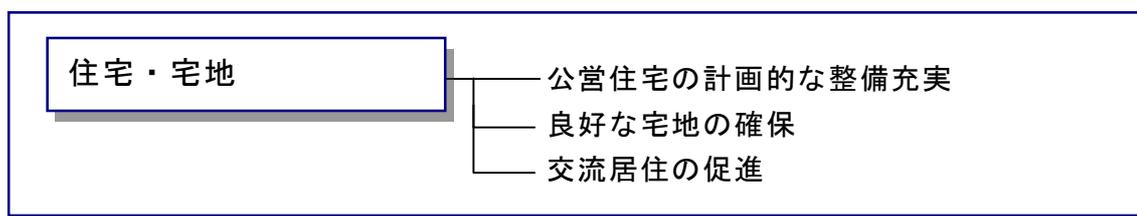
### 現状と課題

- 住宅は、市民の健康で文化的な生活を営むための基盤であるとともに、地域のコミュニティを形成する場所であり、住宅やその周辺の住環境は、日常生活に大きくかかわることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。
- 本市の公営住宅の現状をみると、41棟、313戸（平成19年4月現在）の市営住宅を管理していますが、老朽化への対応をはじめ、耐震化や火災報知器の設置など公営住宅の維持補修が課題となっています。
- 増加が見込まれる高齢単身世帯や高齢世帯を対象とした住宅供給をはじめ、県外在住者の受け入れ態勢の整備の必要性が高まっています。
- 高齢者などが安心して快適に暮らせるバリアフリーの視点に立った住宅の供給や定住促進に向けた住宅・宅地など、多様な居住ニーズに応じられる住宅・宅地供給を、民間開発も含め総合的に検討することが必要となっています。

### 施策の目的

住宅ニーズへの対応と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、都市計画マスタープランに基づき、良好な環境の住宅地の形成を進めるとともに、市営住宅の改良・建て替え等に努めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 公営住宅の計画的な整備充実

既存の公営住宅について、老朽化への対応や耐震化など計画的な整備充実を図るとともに、高齢化への対応や若年層の定住促進に向け、多様な居住ニーズに応えられる公営住宅の改修及び民間活力も視野に入れた建て替え等を検討していきます。

### (2) 良好な宅地の確保

人口増加と地域活性化に向け、土地利用の調整や開発の適正誘導等により、事業者等による良好な住宅地の形成を促進します。

### (3) 交流居住の促進

首都圏に近接する立地条件を活かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する2地域居住や、空き家バンクの活用など、交流居住施策を推進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 公営住宅の計画的な整備充実	・ 住宅管理事業
(2) 良好な宅地の確保	・ 土地利用規制等対策費
(3) 交流居住の促進	・ 交流居住促進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市営住宅耐震化率	%	80	85	既存の市営住宅の計画的な耐震化に努めます。
木造住宅耐震診断・改修事業	戸	23	143	一般住宅についても耐震診断・改修事業の奨励に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
・ 居住まわりの生活環境の維持に努めます。	【地域】 ・ 地域の生活環境の維持に努めます。 【事業者】 ・ 安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

## 第6節 地域情報化

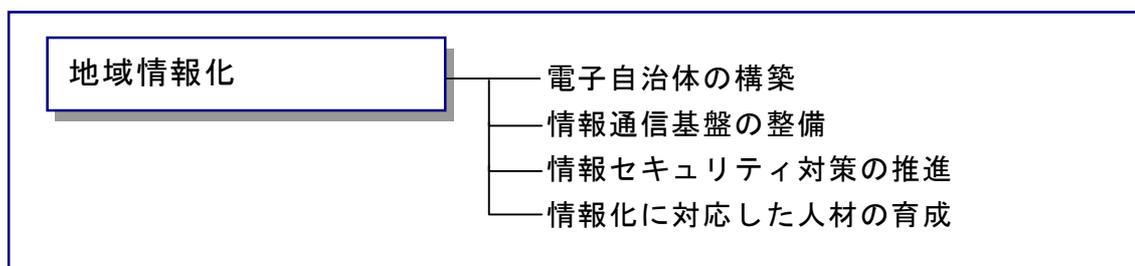
### 現状と課題

- パソコンや携帯情報端末などの家庭への浸透、世界的規模でのインターネットやデジタル放送の普及、電子商取引の実用化などにみられるように、今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができるユビキタスネット社会の到来も展望されています。
- 本市では、光ケーブルによる市内主要施設のネットワーク化をはじめ、ホームページによる情報提供、県・市町村共同での電子申請・受付システムなどインターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築に取り組むとともに、個人情報の保護の観点から情報通信の安全性に関する指針を策定し、情報資源の保護にも努めてきました。
- 市内に公営ケーブルテレビ施設が2つと民営ケーブルテレビ施設が1つあり、暮らしに密着した情報提供などに活用されています。
- 情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、インターネット環境の地域格差の解消やテレビ放送の地上波デジタル化への対応等も見据えながら、行政内部のICT\*環境の充実や、多様な分野における情報ネットワークの整備を進め、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

### 施策の目的

市民生活の質的向上と地域活性化に向け、電子自治体の構築及び市全体のさらなる情報化を推進します。

### 施策の体系



\* ICT : Information and Communication Technology。情報通信技術。

## 主要施策

### (1) 電子自治体の構築

各種申請・届出等のオンライン化をはじめ、既存の各種システムの維持・充実など行政内部のICT環境の充実に努めます。また、防災・防犯など多様な分野における情報ネットワーク化及び情報サービスの提供を進めます。さらに、ホームページについては、電子自治体の入り口として、また観光客への情報提供手段として、その充実に努めます。

### (2) 情報通信基盤の整備

情報通信に対する的確なニーズの把握に努め、電気通信事業者との協議を図るなどインターネット環境の地域格差の解消、地上波デジタル化への対応、携帯電話不感地帯の解消に努めます。また、公営のケーブルテレビ施設については民間との役割分担などについて検討を図ります。

### (3) 情報セキュリティ対策の推進

各種サービス等を安全かつ円滑に提供するため、甲州市情報通信の安全性に関する指針に基づき情報セキュリティ対策を推進し、情報資源の保護に努めます。

### (4) 情報化に対応した人材の育成

市民の意識啓発と情報活用能力の向上促進、情報化を支える職員の育成を図るため、ICTに関する教育・研修を推進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 電子自治体の構築	・ 情報化推進事業 ・ 広聴広報事業
(2) 情報通信基盤の整備	・ 情報化推進事業
(3) 情報セキュリティ対策の推進	・ 情報セキュリティ対策事業
(4) 情報化に対応した人材の育成	・ 人材育成事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
日常生活でインターネットを活用している市民の割合	%	36.9		情報通信基盤の整備を促進します。
市のホームページを見たことがある市民の割合	%	26.4		ホームページの充実に努めます。
住基カード所有者数	人	127	800	申請・手続等のオンライン化の推進を図ります。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活において情報通信技術を活用するとともに利用における正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域・団体】 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術を活用した地域の活性化を図ります。</li> </ul> </li> <li>【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報内容の充実など利用しやすい情報通信サービスを提供します。</li> <li>市と連携のもと、情報通信基盤の整備を進めます。</li> </ul> </li> </ul>

## 第7節 治山・治水

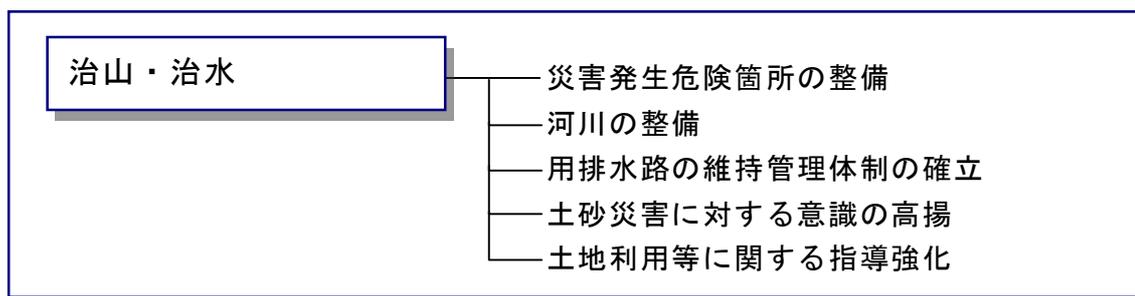
### 現状と課題

- 近年、地球温暖化を背景に異常気象による集中豪雨が発生し、都市化による開発及び山林の荒廃、遊休農地の増加などによる保水・遊水能力の低下とともに、短時間の豪雨でも急激な増水や土石流などの土砂災害の危険が増してきています。
- 本市においては、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など水害や山地災害を未然に防止するため、治山・治水対策を促進してきました。また、小河川（用排水路）については地域で維持管理を実施していますが、その限度を超えた整備要望箇所の改修、補修工事については市が行っていません。
- 崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努めるとともに、森林の保全機能の維持拡大を図る必要があります。
- 小河川やため池の維持管理については、市民や地域と協働してその維持管理体制を確立していく必要があります。

### 施策の目的

河川の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備をはじめ、土砂災害や水害を未然に防ぐため、総合的な取り組みを推進します。

### 施策の体系



### 主要施策

#### (1) 災害発生危険箇所の整備

関係機関との連携のもと、災害発生危険箇所の整備を促進し、土石流、崖崩

れ等の自然災害の未然防止に努めます。

## (2) 河川の整備

一級河川については県に整備を要請するとともに、準用河川、小河川（用排水路）については、各地域の要望に基づき計画的に整備を図ります。

## (3) 用排水路の維持管理体制の確立

市民と協働して各地域の身近な用排水路の維持管理体制の確立を図ります。

## (4) 土砂災害に対する意識の高揚

洪水や土砂災害などの危険箇所を示したハザードマップを作成・公表し、市民の土砂災害に対する意識の高揚を図ります。

## (5) 土地利用等に関する指導強化

土地利用形態の変化に伴い河川への雨水量が増大しているため、開発行為等に対しては下流域の状況を考慮して指導を強化し、氾濫による浸水被害の解消を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 災害発生危険箇所の整備	・ 治山対策事業
(2) 河川の整備	・ 河川改修事業
(3) 用排水路の維持管理体制の確立	・ 河川維持管理事業
(4) 土砂災害に対する意識の高揚	・ 水防活動事業
(5) 土地利用等に関する指導強化	・ 土地利用規制等対策事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
準用河川及び小河川の整備箇所	箇所	40		計画的な整備に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・ 用排水路の維持管理活動に参画します。	【地域】 ・ 地域での用排水路、ため池の維持管理を進めます。

## 第8節 消防・防災

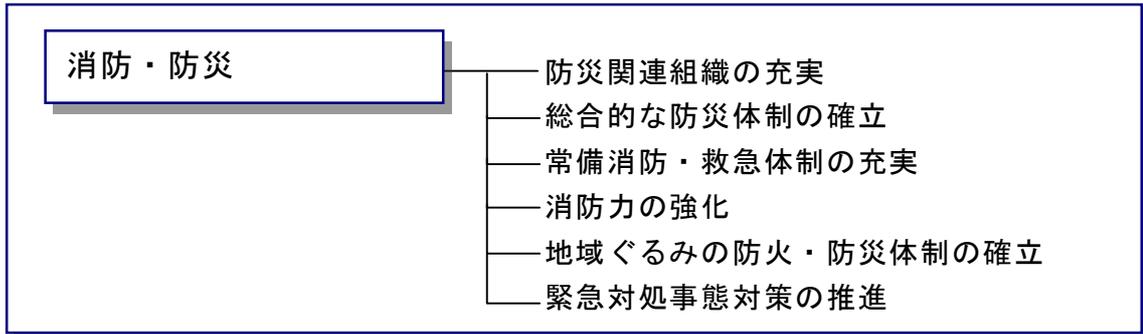
### 現状と課題

- 安心・安全・快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。
- 本市は、東海地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害を発生させることが予想されています。地形的に高低差があり、市街地、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。
- 急峻な山岳地帯や山間部の集落を多く抱えていることから台風や大雨などによる崖崩れ、土石流などの土砂災害、河川の氾濫等、自然災害の発生も予想されます。
- 消防・防災体制は、東山梨行政事務組合による常備消防と、消防団による非常備消防とで構成され、これまで互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしてきました。
- 社会・経済情勢の変化に伴い、火災や災害の発生要因は複雑・多様化しているとともに、一部には団員の減少などによる消防団機能の低下などの問題がみられ、部の統合なども含めた組織の充実強化が必要とされています。
- 消防団の活性化をはじめ、常備消防・救急体制の充実・連携、消防施設の整備充実、さらには予防消防にかかわる広報・啓発活動の一層の推進が必要となっています。
- 防災面については、地震の発生など大規模災害が予想される中、防災体制の強化が求められており、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の充実、緊急時の情報通信体制の充実等を進めていく必要があります。
- 世界各地でテロが多発する中、これからの自治体にとって、こうした緊急対処事態への対応も、取り組むべき課題のひとつとなっています。

## 施策の目的

災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域消防力の一層の強化に努めるとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。また、国民保護計画に基づき、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 防災関連組織の充実

災害時の危機管理部門である甲州市防災会議、甲州市災害対策本部、甲州市水防本部、甲州市地震災害警戒本部の充実と自主防災組織との連携を図ります。

### (2) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、防災施設の整備充実をはじめ、防災関連物資の備蓄、避難所となる公共施設の耐震化、孤立地域対策、全国瞬時警報システムの整備や防災無線のデジタル化による情報通信体制の充実などを図ります。また、災害時対応マニュアルの作成により災害時の対応力の強化に努めます。

### (3) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、施設・設備の充実等を図り、常備消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、さらなる広域化に向けた推進に努めます。また、公共施設等へのAED\*の設置の充実を図ります

\* AED : Automated External Defibrillator。自動体外式除細動器。(心臓に電気ショックを与え、機能回復させる装置。)

#### (4) 消防力の強化

消防団の充実強化に向け、団員の確保と資質の向上に努めるとともに部の体制の適正配置等を検討します。また、耐震性貯水槽や消防ポンプ車など消防施設・設備・資機材等の計画的整備を図ります。また、市内の史跡や文化財を火災から守るため、その周辺状況にあわせて防火水槽、消火栓、避雷針等防火施設の整備を図ります。

#### (5) 地域ぐるみの防火・防災体制の確立

広報紙、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等による啓発、ハザードマップの配布など情報提供に努め市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、防火・防災訓練の充実、災害弱者の避難誘導體制の確立など自主防災組織の充実、防災ボランティアの育成を図り、地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

#### (6) 緊急処理事態対策の推進

市民の生命、身体及び財産を保護する責務に対応するため、国民保護計画に基づき平素からの備えや予防対策を計画的に推進します。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 防災関連組織の充実	・ 災害対策事業
(2) 総合的な防災体制の確立	・ 総合防災訓練事業 ・ 防災行政無線管理事業
(3) 常備消防・救急体制の充実	・ 常備消防費（東山梨行政事務組合負担金） ・ 市民安全対策事業
(4) 消防力の強化	・ 消防団運営事業 ・ 消防施設等整備事業
(5) 地域ぐるみの防火・防災体制の確立	・ 自主防災組織育成事業
(6) 緊急処理事態対策の推進	・ 国民保護計画推進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
非常備蓄食料の確保	食	12,000	20,000	災害に備えた防災関連物資の備蓄に努めます。
普段から災害に備えている人の割合	%	42	50	防災に対する意識の高揚、家庭での防災体制確立に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。</li> <li>・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。</li> <li>・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。</li> </ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や従業員の安全確保に努めます。</li> <li>・防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。</li> <li>・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。</li> </ul>

## 第9節 交通安全・防犯

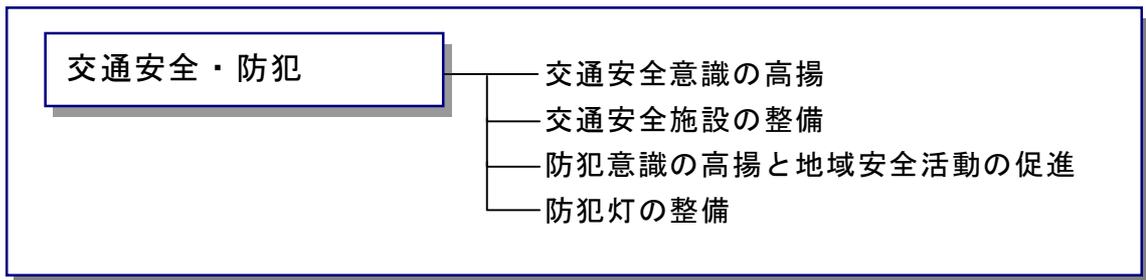
### 現状と課題

- 交通事故は、運転免許保有人口や世帯当の車両所有数の増加等により全国的に増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの交通弱者の事故の増加が懸念されています。
- 本市では、交通事故の発生を防止するため、老人クラブや学校等での交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩車道分離や危険箇所におけるカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めてきました。
- 市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、警察など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を実施するとともに、引き続き交通安全施設の整備を進めていく必要があります。特に、飲酒運転の根絶については、事業所や家庭、地域との連携によりさらなる啓発活動に努める必要があります。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。
- 本市では、地域と連携し通園、通学など登下校時の児童生徒の安全確保のため、「甲州市子どもの安全・安心ネット」の推進、青色パトロール車の運行や防犯灯の整備をはじめ、警察など関係機関・団体と連携し、防犯意識の啓発や各種の防犯活動の促進に努めています。
- 少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識の高揚や地域での防犯体制の強化を進めていく必要があります。

### 施策の目的

交通事故・犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進等に努めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、市交通指導員会や地区交通安全協会の活動を支援するとともに、関係機関との連携により、交通安全教室や啓発活動による交通安全意識の高揚を図ります。また、家庭、地域、事業所、関係機関と連携して飲酒運転の根絶に努めます。

### (2) 交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を図ります。また、交通事故による同乗中の乳児の被害軽減を図るため、乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを継続実施します。

### (3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。特に、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。

### (4) 防犯灯の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の整備を進めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 交通安全意識の高揚	・交通安全対策事業
(2) 交通安全施設の整備	・交通安全施設整備事業
(3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進	・防犯対策事業
(4) 防犯灯の整備	・防犯対策施設整備事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
交通安全教室回数	回	221	250	啓発活動による交通安全意識の高揚を図ります。
交通事故総件数	件	742	700	交通事故の発生を防止するため、各種事業を推進します。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。</li> <li>・自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります。</li> </ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の連帯意識を高め、交通事故や犯罪を抑制する機能を高めます。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する啓発、研修を実施します。</li> <li>・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。</li> </ul>

## 第 10 節 消費者対策

### 現状と課題

- 生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、被害が増加する傾向にあります。
- 本市においては、甲州市消費生活相談員をはじめ関係機関・団体との連携のもと、市民の安全で安心なゆとりある家庭生活の実現を目指して、消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及等を推進しています。
- 商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身がマルチまがい商法等を見抜く目を養うことが大切です。
- 関係機関・団体と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供、相談業務を充実させていく必要があります。

### 施策の目的

自立する消費者の育成を図るため、近年の環境変化を踏まえた消費者行政を推進します。

### 施策の体系



### 主要施策

#### (1) 消費者の意識啓発

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者フェスティバルや消費者講座の開催、消費者向けパンフレットの配布等を通じて市民や消費者団体に対して、消費生活に関する情報提供に努めます。

#### (2) 消費生活相談の充実

市民の消費生活における利益を擁護するため、トラブルの未然防止と発生後

の適切な対応に向け、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 消費者の意識啓発	・消費生活関係対策事業
(2) 消費生活相談の充実	・消費生活相談事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
消費者からの相談件数	件	35		関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域・消費者団体】</li> <li>地域及び消費者団体間で、情報の共有化を図ります。</li> <li>消費生活情報の提供や消費者教育、啓発事業を実施します。</li> <li>【事業者】</li> <li>適正な表示及び取引方法を実施します。</li> </ul>

## 第4章 自然と共生する環境保全のまちづくり

### 第1節 環境保全

#### 現状と課題

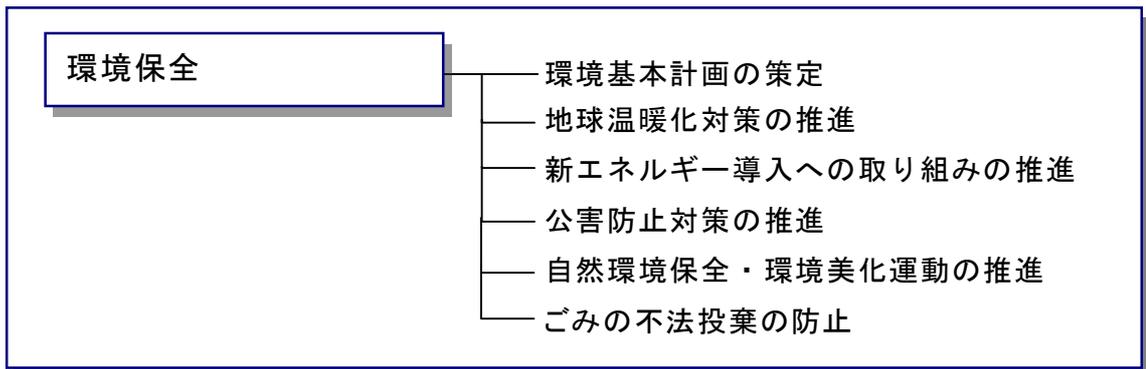
- 地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、自治体においても、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。
- 本市は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩山系や秩父山系の森林とともに、森林地帯をはじめ清らかな水の流れる溪谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。これら豊かな自然環境の保全に努めてきたほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく庁内における温室効果ガスの削減、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進、さらには広報・啓発活動の推進や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。
- 市民の環境保全への関心も急速に高まってきており、市民が主体となった河川などの一斉清掃や環境美化運動に取り組むなど、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。
- 優れた自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、太陽光・バイオマス\*などの新エネルギーの活用の推進など地球温暖化防止対策の推進に向け、市民・事業所や地域が一体となって環境保全に取り組む必要があります。また、快適な住みやすい環境の保全に向けた公害対策についても推進をしていく必要があります。

#### 施策の目的

市民との協働のもとにあらゆる環境問題への対応を進め、豊かな自然環境の保全とともに総合的な生活環境の保全に努めます。

\* バイオマス：家畜排せつ物や生ごみなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 環境基本計画の策定

環境基本計画を策定し、環境保全に関する啓発や環境教育などを通して、市民意識の高揚を図ります。

### (2) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの削減に向け、エコオフィスプラン（地球温暖化対策率先実行計画）及び地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、行政等の各主体が、市域の自然的・社会的な特性を踏まえ、各々の役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

### (3) 新エネルギー導入への取り組みの推進

太陽光・バイオマスなど、環境負荷の少ない新エネルギーの導入について調査・研究を進めます。

### (4) 公害防止対策の推進

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害防止に努めます。

### (5) 自然環境保全・環境美化運動の推進

国立公園、自然環境保全地区、自然記念物など貴重な自然の保護に努めます。  
また、市民との協働のもと、緑化の促進や河川清掃などの環境美化活動を推進します。

## (6) ごみの不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進による市民の環境保全意識の高揚、パトロールの実施など監視等により、ごみの不法投棄の防止に努めます。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 環境基本計画の策定	・ 環境基本計画の策定、推進事業
(2) 地球温暖化対策の推進	・ 地球温暖化対策推進事業
(3) 新エネルギー導入への取り組みの推進	
(4) 公害防止対策の推進	・ 公害対策事業
(5) 自然環境保全・環境美化運動の推進	・ 自然環境保全・環境美化運動推進事業
(6) ごみの不法投棄の防止	・ 不法投棄対策事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市内に排出される温室効果ガス(CO <sup>2</sup> )総排出量	(kg-co <sup>2</sup> )	—		温暖化対策に取り組みます。

### 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 省エネルギーなど環境に配慮した生活を行うとともに、身近な自然の保護活動に参加します。</li><li>・ 近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。</li><li>・ 不法投棄の監視に参加します。</li></ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。</li></ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組むとともに公害関係法令を遵守した事業活動を行います。</li><li>・ 地球温暖化防止、省資源・省エネルギーの推進を図ります。</li></ul>

## 第2節 環境衛生

### 現状と課題

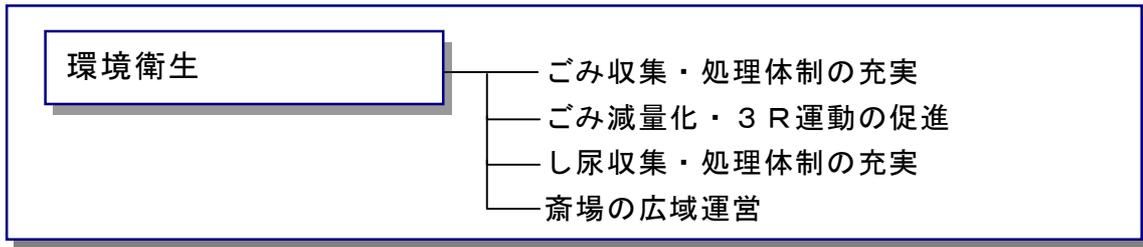
- 環境問題の多くは、日々の事業活動や日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。
- 本市のごみ処理は、現在、塩山地域では一般家庭可燃ごみは甲府市営の施設で、一般家庭粗大ごみ及び事業系可燃ごみは、県内及び県外の民間業者に処理委託しており、勝沼・大和地域では山梨市・笛吹市・甲州市で運営する東山梨環境衛生組合の施設で処理を行っています。今後は甲府市・笛吹市・山梨市・甲州市で設立した甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合によるごみ処理施設の整備の完成が平成26年度に予定されています。広域で処理することから資源の再利用、熱回収等についての高効率化が可能であり、それに伴う環境負荷の低減や施設建設及び運営コストの低減など市内のごみの安定した処理が見込まれます。
- 甲府・峡東地域ごみ処理施設の整備にあたり、4市においてごみ減量目標を設定していることから、市民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。
- 本市のし尿処理は、現在、市営のし尿処理場で塩山地域と勝沼地域の一部を処理し、残りの勝沼地域と大和地域の一部のし尿は青木が原衛生センターに処理委託しています。今後は、下水道等の整備に伴いし尿が減少し、浄化槽汚泥が増加すると思われる、これらに即した体制の充実が求められています。
- 斎場については、山梨市・甲州市・笛吹市による東山梨行政事務組合で東山聖苑を運営しています。

### 施策の目的

循環型社会の形成を目指し、ごみ処理体制の充実を進めながら、3R運動\*を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を進めるとともに、し尿処理体制の充実に努めます。また、斎場の利便性向上に努めます。

\* 3R運動：循環型社会の形成に向けた、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）に取り組む運動。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) ごみ収集・処理体制の充実

安定したごみ処理のため、ごみ収集体制・処理体制の充実に努めます。また、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合による統一した収集・処理体制の確立を図ります。

### (2) ごみ減量化・3R運動の促進

市民及び事業者のごみ減量運動や3R運動を促進するとともに、一般家庭用生ごみ処理機の設置を促進します。

### (3) し尿収集・処理体制の充実

下水道事業等の推進に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加に対応し、収集・処理体制の充実に努めます。

### (4) 斎場の広域運営

広域的連携のもと、東山聖苑の利便性向上と適正管理に努めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) ごみ収集・処理体制の充実	・ 塵芥収集・処理事業 ・ 広域組合負担金（東山梨環境衛生事務組合、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合）
(2) ごみ減量化・3R運動の促進	・ ごみ減量化及び再生利用推進事業
(3) し尿収集・処理体制の充実	・ し尿処理施設管理運営事業
(4) 斎場の広域運営	・ 斎場運営負担金事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
リサイクル率	%	27	28	リサイクルの促進とごみの減量化に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの分別を確実に実施します。</li><li>・家庭のごみ発生を少なくします。</li><li>・3R運動を行います。</li></ul>	<b>【事業者】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所でのごみの発生を少なくします。</li><li>・3R運動を行います。</li></ul>

## 第3節 水道

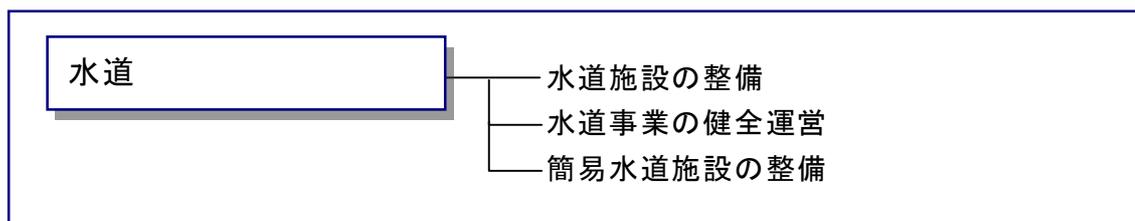
### 現状と課題

- 水道は、市民が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。
- 本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業によって行っており、普及率は96.4%（平成19年3月31日現在）となっています。
- 水需要に対応し、配水管、配水池など各種水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきており、平成20年から峡東地域広域水道企業団から水道水の受水を行い、水の安定供給が一層図られることになりました。
- 施設の老朽化への対応をはじめ、災害に強い施設の充実、簡易水道施設の統合の検討、水道料金の統一が課題となっています。
- 各種水道施設の計画的な整備及び拡張等を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実に努め、安全な水の安定供給に努める必要があります。

### 施策の目的

安心で安全な水の安定供給のため、施設の整備など給水体制の充実に努めます。また、水道事業の健全経営に努めます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### (1) 水道施設の整備

配水管、配水池などの施設の老朽化や災害時への対応、下水道整備等に伴う水需要の増大への対応、水質管理の強化、長期的な水需要の予測等を総合的に勘案し、各種水道施設の整備を計画的かつ効率的に推進します。

## (2) 水道事業の健全運営

事務事業の合理化、効率化や経費の節減、公平で適切な料金体系の設定等を通じ、水道事業の健全運営に努めます。

## (3) 簡易水道施設の整備

簡易水道施設の広域な観点に立って合理的かつ適切な整備を進め、効率的な経営・管理を目的とした統合整備事業を実施し、施設の充実を図ります。また、統合整備にあわせて集中監視・管理システムの導入を進め、住民への安心、安全な水の安定供給を図ります。さらに、水道未普及にある小規模水道については、簡易水道統合整備を進める中で区域の拡張等の国の補助採択を検討し、公営水道化に向け施設整備を進めていきます。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 水道施設の整備	・取水配水施設整備事業
(2) 水道事業の健全運営	・経営計画促進事業
(3) 簡易水道施設の整備	・簡易水道等施設整備事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
水道普及率	%	96.4		計画的かつ合理的な整備に努めます。

### 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・節水に努めます。	【地域・団体】 ・合理的な使用に努めます。

## 第4節 下水・排水処理対策

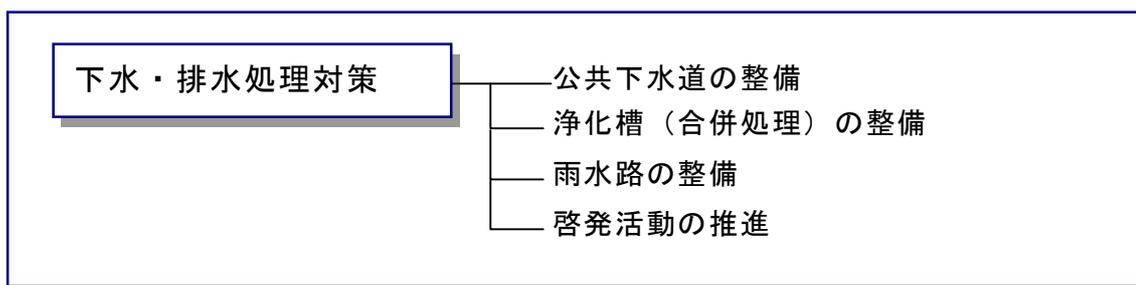
### 現状と課題

- 河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な居住環境を確保するため、全国的に下水道の整備が大きな課題となっています。
- 本市の下水処理は、公共下水道と浄化槽（合併処理）で行っており、公共下水道事業については、塩山地域では昭和 54 年から、勝沼地域では昭和 62 年から峡東流域下水道関連公共下水道として事業着手、大和地域では特定環境保全公共下水道として平成 6 年から事業着手して平成 15 年に終了しています。現在、本市全体の下水道普及率は 44.6%となっています。
- 下水道計画区域以外の地域についても大和地域は平成 14・15 年と浄化槽（合併処理）事業を実施し、塩山・勝沼地域についても平成 19 年から浄化槽（合併処理）事業を開始し、市全体の生活排水処理施設の充実を図っています。
- 下水道等の整備は、豊かな自然環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、市民の理解と協力のもと、整備及び加入の促進に努め、さらなるコスト削減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、さらには適正な使用料などについて、全市的な視点で検討しながら、計画的に進めていく必要があります。
- 近年の異常気象等による集中豪雨によって引き起こる住宅浸水や冠水の対策についても、下水道の役割である雨水排水路を整備する必要があります。

### 施策の目的

市民の理解と協力のもと、地域の実情に応じた事業による市全域における下水・排水処理施設の整備に努めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 公共下水道の整備

塩山地域の塩山・松里・奥野田地区のうち978ha、勝沼地域のうち444haを都市計画事業の公共下水道計画区域と定めるとともに、峡東流域関連公共下水道事業として区域を定め整備を図ります。

### (2) 浄化槽（合併処理）の整備

塩山地域・勝沼地域・大和地域の公共下水道計画区域以外の地域を浄化槽（合併処理）事業により整備を図ります。

### (3) 雨水路の整備

市街地及び住宅密集地の排水不良地域について、整備が図れるよう取り組みます。

### (4) 啓発活動の推進

広報・ホームページ等により情報を提供し、個人及び地域へ理解を高め生活排水処理の普及率の推進を促します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 公共下水道の整備	・ 幹・支線管渠布設整備事業 ・ 流域下水道負担金
(2) 浄化槽（合併処理）の整備	・ 浄化槽整備推進事業
(3) 雨水路の整備	・ 雨水路整備事業
(4) 啓発活動の推進	・ 普及促進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
公共下水道普及率	%	44.6	52	計画的かつ合理的な整備に努めます。
浄化槽（合併）処理人口	人	1,720	2,200	〃

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活排水処理について理解を深め、積極的に排水処理対策に取り組めます。</li><li>・ 異物（油や合成洗剤、生ごみなど）を流さないよう、生活排水に注意します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【地域】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活排水処理について理解を深めます。</li></ul></li><li>【事業者】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共水域の汚濁、汚染防止策となる施設の設置及び管理の徹底を進めます。</li></ul></li></ul>

# 第5章 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

## 第1節 幼児・学校教育

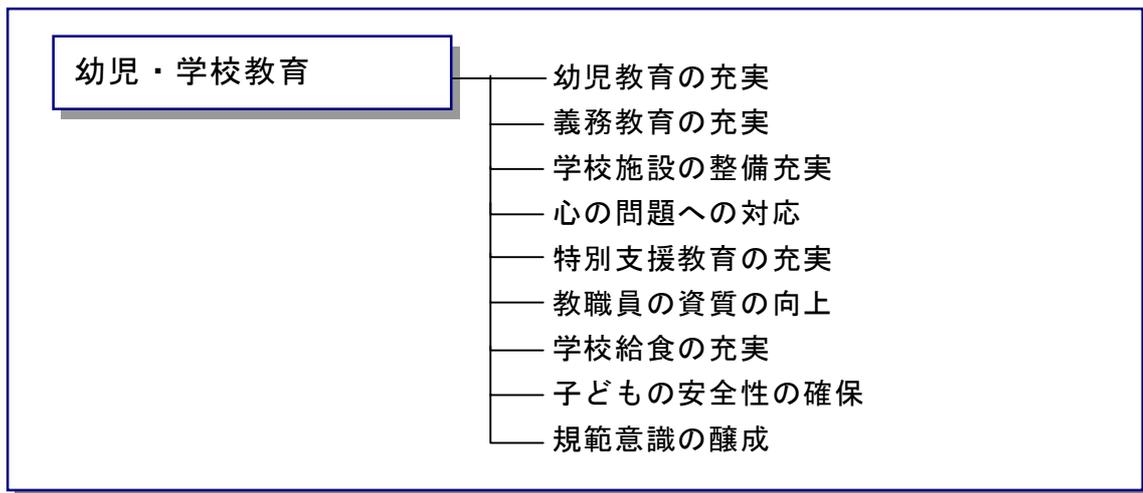
### 現状と課題

- 次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 平成19年5月現在、本市には保育所15箇所、幼稚園が1園、小学校が13校、中学校が5校あり、保育所園児数994人、幼稚園園児数は48人、小学校児童数は2,090人、中学校生徒数は1,089人となっています。
- 本市はこれまで、市の教育目標「たくましく 心豊かなひとづくり」を基本に、保育所、幼稚園、学校ごとに教育目標を定めて児童・生徒の育成に努めてきました。また、甲州市食育基本計画に基づいて学校給食における「食育」についても計画的な取り組みを進めています。
- 児童・生徒数は年々減少するなど少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、生きる力の育成を重視した教育内容の充実、学校施設の耐震化などが課題となっています。
- このため、特色ある教育活動の推進、教職員の資質の向上、特別支援教育の充実、及び体育館の耐震化など学校施設・設備の整備を進めていく必要があります。
- 不登校やいじめなど心の問題への対応、子どもの安全の確保、地域の意向等を踏まえた学校の適正規模の検討など、保護者や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努める必要があります。
- さらに、本市には、県立塩山高校と県立産業技術短期大学校があり、これらの教育機関との連携により、より充実した地域教育環境づくりを目指します。

## 施策の目的

次代の本市を担う人材の育成に向け、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動、安全な学校施設・設備の整備など、総合的な教育環境の向上に努めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 幼児教育の充実

核家族化の進展などによる保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報の提供や就学指導などの相談体制の充実に努め、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努めます。また、幼児期の家庭における適切な親子関係、しつけなど、明るく礼儀正しい幼児の発育を目指し、家庭や地域、各機関が協力して教育力の強化を図ります。

### (2) 義務教育の充実

地域に根ざした豊かで多様な学習環境を構築し、創意工夫に満ちた教育活動の展開を図り、知・徳・体の基礎・基本を身につけるとともに個性や創造性豊かな児童・生徒の育成に努め、思いやりの心を持つ豊かな人間性を醸成し、自ら学び、考える自主性、社会性、協調性を身につけた「生きる力」を育む教育活動を推進します。

また、国際化や情報化、環境問題への取り組みなど時代変化に対応した教育の充実に努め、勤労観、職業観を育てる教育を積極的に推進します。

さらに、児童・生徒の教育環境を的確に把握し、教育の効果や効率性を考慮し、学校規模の適正化についても検討を進めます。

### (3) 学校施設の整備充実

学校施設の耐震化やセキュリティ設備の導入など安全な教育環境を確保するとともに、教員の一人一台パソコンの整備や教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。

### (4) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、校内体制を整えて相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

### (5) 特別支援教育の充実

各学校における施設の充実、教育内容の改善を図るとともに、「子ども支援スタッフ」の活用により特別支援教育の充実に努めます。また、適切な就学相談・指導の充実・強化を推進します。

### (6) 教職員の資質の向上

適切な指導の推進や国・県及び教育団体等の研修・研究活動の促進等を通じ、教職員の資質・能力の向上を促進します。

### (7) 学校給食の充実

学校給食の安全・安心を確保するとともに、「食育」を推進し、地場産品を通じた地域への理解を深め、学校給食における地産地消を推進します。また、学校給食のより効率的な運営方法を検討します。

### (8) 子どもの安全性の確保

登下校時の安全確保のため、「甲州市子どもの安全・安心ネット」の推進、青色パトロール車の運行や子ども 110 番の家などの取り組みを充実させるとともに、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

### (9) 規範意識の醸成

「甲州市子ども 10 の誓い」を通じて、社会規範の醸成を学校、家庭、地域と連携して推進を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 幼児教育の充実	・ 幼稚園就学奨励事業
(2) 義務教育の充実	・ 学校運営事業
(3) 学校施設の整備充実	・ 学校施設管理事業 ・ 学校施設耐震化事業
(4) 心の問題への対応	・ 心の教室相談員設置事業
(5) 特別支援教育の充実	・ 特殊教育振興事業 ・ 子ども支援スタッフ設置事業
(6) 教職員の資質の向上	・ 各種教育研究会負担金事業
(7) 学校給食の充実	・ 学校給食運営事業
(8) 子どもの安全性の確保	・ 子どもの安全性に関する情報システム推進事業
(9) 規範意識の醸成	・ 学校運営事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	平成18年度 (実績)	平成24年度 (目標)	指標の考え方
甲州子ども安心・安全ネット登録数	人	713	5,000	子どもの安全の確保に努めます。
学校施設耐震化率	%	69.09	100.0	安全な学校教育環境を確保します。
小中学校教育が充実していると 感じる保護者の割合	%	—		義務教育の充実に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<b>【児童・生徒】</b> ・ 心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。 <b>【家庭・保護者】</b> ・ 家庭における基本的な生活習慣、しつけを身につけさせるなど、保護者の責務を果たします。	<b>【地域・PTA】</b> ・ 地域における児童生徒の健全育成を支援します。 ・ 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 ・ 地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。

## 第2節 青少年健全育成

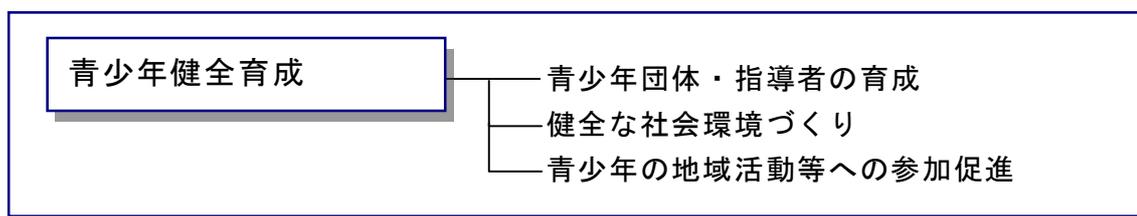
### 現状と課題

- 昨今、青少年を取り巻く環境は少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化、各種情報の氾濫等に伴い、大きく変化しています。このような状況は青少年の意識や行動に大きく影響し、暴力化や引きこもり、凶悪犯罪の低年齢化など社会問題化しています。
- 本市においては、甲州市青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域、行政と連携をとりながら健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、青少年に対する体験・交流機会、社会参加機会の提供等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 甲州市「親のあり方 10 か条」～心豊かな子どもを育てるために～を制定するなど、市民みんなで子どもたちのために親のあるべき姿を考える取り組みを進めています。
- 青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、家庭、学校、地域や関連各種団体など様々な機関と連携を密にし、全市一体となった青少年健全育成活動を推進していく必要があります。

### 施策の目的

家庭、学校、地域や関連各種団体など関係機関と連携を密にし、情報を共有しながら、全市一体となって青少年の健全育成に努めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 青少年団体・指導者の育成

地域育成会、子どもクラブなど青少年団体を育成・支援します。また、教室・学級の開催等を通じて、青少年育成カウンセラーなど青少年健全育成の指導者の育成・確保に努めます。

### (2) 健全な社会環境づくり

関係機関と連携し、非行の防止や有害環境の浄化など健全な環境づくりに関する活動を促進します。

### (3) 青少年の地域活動等への参加促進

青少年の地域活動、スポーツや芸術活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 青少年団体・指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年対策事業</li> <li>・ 青少年育成会、子どもクラブ等育成事業</li> <li>・ ジュニアリーダー等育成事業</li> <li>・ 地域活動促進事業</li> </ul>
(2) 健全な社会環境づくり	
(3) 青少年の地域活動等への参加促進	

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
地域での青少年育成活動への参加者数	人	—		青少年の地域社会への参加を促進します。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での青少年健全育成・環境づくりに努めます。</li> <li>・ 甲州市「親のあり方10か条」を守り、よりよき育成に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健全な環境づくりを進めます。</li> </ul> </li> <li>【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者のたばこ・酒等の購入を抑制します。</li> </ul> </li> </ul>

## 第3節 生涯学習

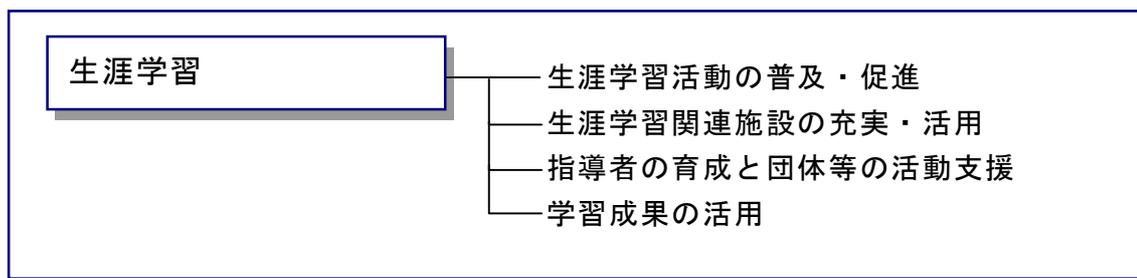
### 現状と課題

- 少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や余暇時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて行うことができる生涯学習の実現が求められています。
- 本市においては、市民文化会館、地区中央公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。
- 社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化しているとともに、市民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会に還元される学習環境づくりが求められています。
- 公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努め、市民の学習ニーズを常に把握しながら、特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等が求められています。また、その成果を生活や仕事に生かせるよう支援するとともに、自治公民館組織などの地域活動やボランティアなど自発的学習活動を生かすことで活気ある地域活動の形成につながる総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

### 施策の目的

すべての市民が生涯にわたって主体的に学び続け、充実した人生を送るとともに、その成果が本市のまちづくりに生かせるよう、生涯学習の環境づくりを進めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 生涯学習活動の普及・促進

市民が生涯にわたって学習活動に参加できるよう、生涯学習推進計画に基づき、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。また、広報紙、ケーブルテレビやホームページ等を活用し、各種講座や教室など生涯学習活動に関する情報提供に努めます。

### (2) 生涯学習関連施設の充実・活用

生涯学習活動の拠点となる市民文化会館、地区中央公民館、地区公民館などの適切な維持管理を図り、その有効活用に努めます。また、図書館について、開館時間の見直しなど利便性の向上や図書館資料の充実に努めます。

### (3) 指導者の育成と団体等の活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。また、各種の社会教育団体や学習団体・グループ、自治公民館組織などの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を支援します。

### (4) 学習成果の活用

個人的・社会的生活の充実のため、学習活動で得た知識や技術など生涯学習の成果を社会に還元し、豊かな生涯学習社会の実現に努めます。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 生涯学習活動の普及・促進	・生涯学習推進事業 ・文化振興事業
(2) 生涯学習関連施設の充実・活用	・公民館等管理運営事業
(3) 指導者の育成と団体等の活動支援	・各種学級開催事業 ・社会教育団体等支援事業
(4) 学習成果の活用	・文化祭等開催事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
生涯学習講演会参加者数	人	900	1,500	生涯学習推進計画に基づき生涯学習活動の充実に努めます。
中央公民館利用回数／人数	回／人	2,503／67,087	3,200／77,000	生涯学習活動施設の適切な維持管理と有効活用に努めます。
一人当たりの貸出冊数（20歳以上）	冊	8	12	図書館の利便性の向上や内容の充実に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに生かします。</li> <li>・ 各種学習イベントに積極的に参加します。</li> <li>・ 図書館を身近に活用します。</li> </ul>	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学び合う仲間づくりに努めます。</li> <li>・ 地域の課題解決に取り組みます。</li> </ul>

## 第4節 生涯スポーツ

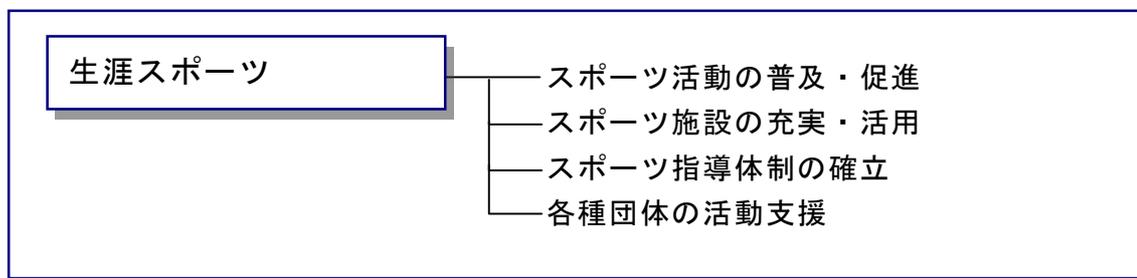
### 現状と課題

- スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。
- 本市では、生涯スポーツに取り組んでおり、数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。
- スポーツ団体の自主的な活動の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、スポーツ振興に関する多様な取り組みを展開しています。
- 健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。
- 体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実とともに、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実及び有効活用など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

### 施策の目的

だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しみ、楽しみながら健康づくりや体力づくりができるよう、生涯スポーツ社会の確立に向けた条件整備、普及啓発に努めます。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) スポーツ活動の普及・促進

市民が気軽にスポーツ等に参加できるよう、各種講座やスポーツ教室、スポーツ大会など各種行事等の内容充実及び運営体制の充実を図ります。特に「ウォーキングのまち」を目指します。また、広報紙やケーブルテレビ、ホームページ等を活用し、各種講座・教室や大会などスポーツに関する情報の提供に努めます。

### (2) スポーツ施設の充実・活用

市民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、計画的な整備充実を図り、学校体育施設開放も含め、その有効活用に努めます。また、指定管理者制度の導入など、外部委託も視野に入れた管理運営体制の見直しを図ります。

### (3) スポーツ指導体制の確立

講習会等を通じて、体育指導委員、スポーツ指導員等の指導者の育成と資質の向上を図ります。また、登録指導者の積極的な活用を図ります。

### (4) 各種団体の活動支援

総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主運営を支援します。また、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動に向けた育成・支援を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) スポーツ活動の普及・促進	・ スポーツイベント等開催事業
(2) スポーツ施設の充実・活用	・ 体育館等管理運営事業
(3) スポーツ指導体制の確立	・ 各種講習会開催事業
(4) 各種団体の活動支援	・ 各種団体支援事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
スポーツ施設の利用者数	人／年	275,778	280,000	各施設における利用者数の増加を促進します。
総合型地域スポーツクラブ組織化数	組織	1	3	総合型地域スポーツクラブ組織化を促進します。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立っています。</li> </ul>	<b>【地域・団体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。</li> </ul>

## 第5節 地域文化

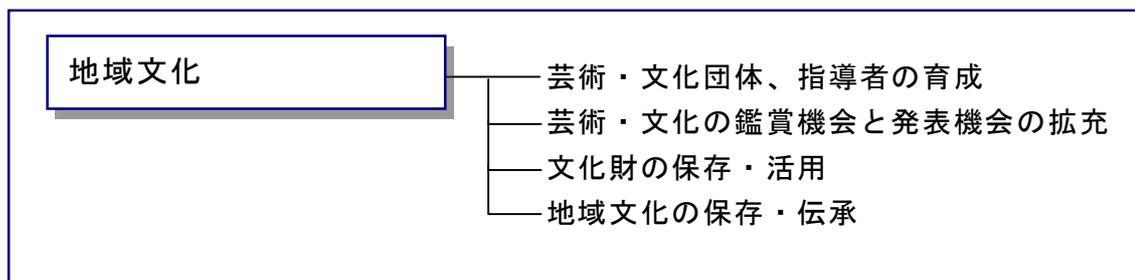
### 現状と課題

- 人々の価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まっています。
- 本市では、文化協会をはじめ、多くのサークルが中心となって、公民館等の施設を利用し、多種多様な芸術・文化活動を行っています。これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、講演など多様な文化行事を展開しています。
- 芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、市民の一体感を高める重要な要素であり、地域活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実等に努めていく必要があります。
- 市内には、数多くの貴重な文化財や伝統芸能・行事が残されており、これらの文化財の保護・継承等を進めています。
- 文化財や伝統芸能は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、市の歴史や文化、風土を内外に情報発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存に努め、教育や観光など様々な分野で積極的に活用し、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

### 施策の目的

文化の薫り高い個性豊かなまちづくりと市民の一体感の醸成に向け、自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

### 施策の体系



## 主要施策

### (1) 芸術・文化団体、指導者の育成

各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、研修や講座等を通じて指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進します。

### (2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充

文化祭や各種講演会など、魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進めるとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の拡充に努めます。

### (3) 文化財の保存・活用

指定文化財の適切な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財等についても発掘・調査及び収集を行い、その保存・活用を進めます。さらに、市民の理解を深めるため、広報紙やホームページなどを通じた情報発信などにより文化財に対する市民の意識の向上を図ります。

### (4) 地域文化の保存・伝承

地域の伝統芸能、祭り、行事等地域文化の振興についても保存団体の育成・支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。さらに、市民の理解を深めるため、広報やホームページなどを通じた情報発信や郷土学習・講座の開催などを通じて地域文化に対する市民の意識の向上を図ります。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 芸術・文化団体、指導者の育成	・文化振興事業
(2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充	・公民館等運営事業
(3) 文化財の保存・活用	・文化財保護事業
(4) 地域文化の保存・伝承	・地域文化保存事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
文化協会登録人数	人	971	1,400	文化協会活動の活発化を促進します。
文化財保護団体数	団体	6	7	地域文化活動の維持を支援します。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化・芸術に興味を持ち、自ら活動を行います。</li> <li>・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。</li> </ul>	<b>【地域・団体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における文化活動の振興に努め、地域間の文化交流に努めます。</li> <li>・地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。</li> </ul>

## 第6章 ともにつくる参画と協働のまちづくり

### 第1節 協働のまちづくり

#### 現状と課題

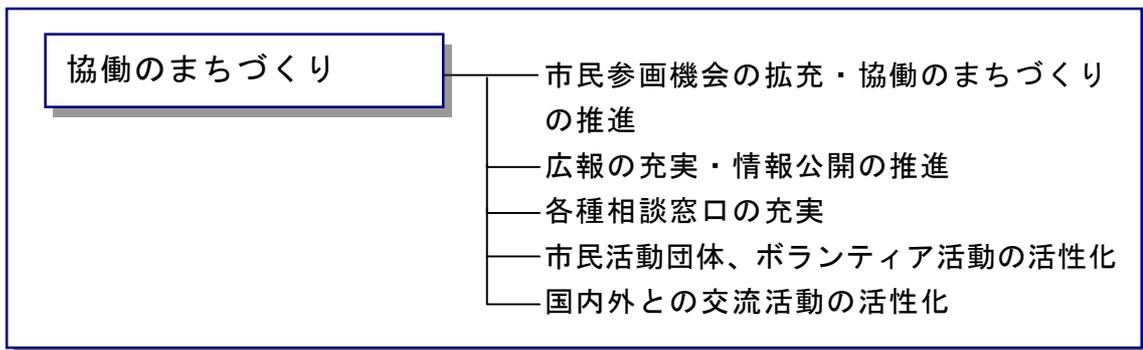
- 財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画、市民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 行政情報の公開・提供を積極的に行い、市民と行政との情報・意識の共有化を図りながら、多様な市民参画・協働の仕組みを確立していくことが必要です。
- 本市では、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、市長への手紙、各種計画作成時のアンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会等を通じた市民参画による各種行政計画の策定・推進、パブリックコメント\*の導入、地域自治区制度の導入、各種市民活動団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに努めています。
- すべての分野で市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが一層活発に行われるよう、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、市民参画・協働に関する施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。
- 社会の変化を的確にとらえ、様々な課題に柔軟に対応していくため、積極的に社会貢献活動に参画しているNPOと事業者、行政が対等な立場で連携・協働していく地域づくりが、ますます大切となっています。これに加え、国内外における他地域等との交流も、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、地域間交流の促進が求められます。

\* パブリックコメント：行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対する意見・情報を考慮して最終決定を行うこと。

## 施策の目的

地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして、総合的な指針づくりのもと、市民と行政との協働体制の確立を進めます。また、様々な団体と国内外の交流など多彩な連携と協働による活力ある地域づくりを推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 市民参画機会の拡充・協働のまちづくりの推進

各種審議会での委員等の一般公募や各種行政計画策定過程におけるパブリックコメント制度の活用、市長への手紙制度やホームページでのメールによる意見聴取、アンケート調査の実施など市民の意見を求める機会の充実を図ります。

また、市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、ともに関わりあいながら、協働してまちづくりの課題解決に取り組む体制づくりに向けて、区長会や地域協議会などとの連携を強化するとともに、協働のまちづくり推進の基本となる自治基本条例の制定を検討します。

### (2) 広報の充実・情報公開の推進

広報紙やホームページ、ケーブルテレビや報道機関を活用した積極的な情報提供に努め、広報活動の充実を図ります。また、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開を推進し、市民との情報共有を図るとともに、「甲州市民」として一体感の醸成に努めます。

### (3) 各種相談窓口の充実

行政サービスの多様化に対応するため、柔軟な対応と行動ができるシステムづくりなど各種相談窓口の充実を図ります。日常の相談に対して適切なアドバイスが行えるよう、職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化を図ります。

#### (4) 市民活動団体、ボランティア活動の活性化

各種市民活動団体の自主的な活動を支援していくほか、ボランティア活動が広く理解され、だれもが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図り、活動に参加しやすい環境づくりや新たな団体の育成に努めます。

#### (5) 国内外との交流活動の活性化

本市の特性や資源を生かしながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ります。また、市民レベルの主体的な地域間交流を促進するため、海外派遣などの各種交流事業を企画・推進します。さらに、各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 市民参画機会の拡充・協働のまちづくりの推進	・ 広聴広報事業 ・ まちづくり推進事業
(2) 広報の充実・情報公開の推進	・ 広報発行事業 ・ ホームページ運用事業 ・ 情報公開推進事業
(3) 各種相談窓口の充実	・ 行政改革推進事業
(4) 市民活動団体、ボランティア活動の活性化	・ まちづくり推進事業
(5) 国内外との交流活動の活性化	・ 国際・国内交流事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市政に意見を言う機会や手段についての満足度	%	29.1		市民参画機会の充実に努めます。
市民活動登録団体数	団体	17		各種市民活動団体の活動を支援します。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。</li> <li>・ パブリックコメント制度、市民アンケート、市政懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。</li> <li>・ 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。</li> <li>・ 公募される審議会や委員会に積極的に参加します。</li> <li>・ 自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。</li> </ul>	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。</li> <li>・ 積極的に国際交流・国際協力を行います。</li> <li>・ 市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくれます。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の一員として行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。</li> </ul>

## 第2節 地域活動

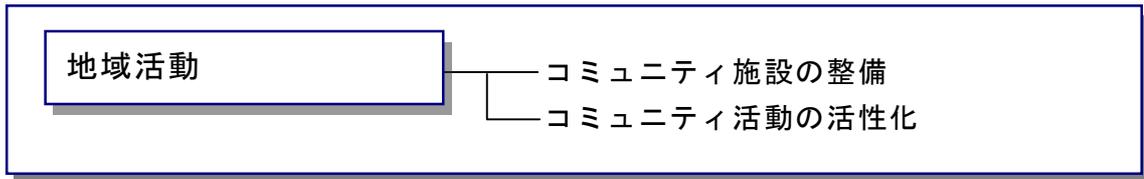
### 現状と課題

- 今日、価値観の多様化や社会を取り巻く環境の変化に伴い、一人ひとりの生活や地域の個性に合った社会づくりに、自ら主体的に取り組む人々が増えてきています。こうした人たちは、ボランティアなど個人として活動するだけでなく、社会貢献活動団体として同じ志や意欲を持つ人たちとともに積極的に地域活動に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行や地球環境保全意識の高まり、経済のグローバル化、国際化の進展など、時代は大きな転換期を迎える中、行政には様々なニーズに的確に対応し、効果的、効率的なサービスの提供が求められています。
- 分権型社会への移行が進むことにより、地域の個性を生かした、知恵と工夫による地域づくりが、ますます大切となっています。
- 本市には、自治会として100の区と859の組が存在し、各区・組ごとに基礎的なコミュニティ活動を展開しています。また、趣味や共通の関心などを通じて様々なコミュニティも形成されており、地域の活性化の原動力となることも期待されています。また、防犯・防災・交通安全・地域福祉など様々な分野で地域のコミュニティ組織と市行政との協働体制の仕組みがますます重要になってきています。
- 活動への参加者の固定化や高齢化、若者の参加の減少が進み、特に周辺地域においては、若年層の流出や急速な高齢化により基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されています。
- 活動拠点となる施設の整備充実をはじめ、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を地域自ら解決することができる地域づくり、地域からのまちづくりを進めていく必要があります。

### 施策の目的

市民自らの地域づくり、地域からのまちづくりに向け、自主的なコミュニティ活動を展開することができる環境・条件整備を進めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) コミュニティ施設の整備

地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所等の施設整備・充実を図るとともに、市有建物の有効利活用を促進します。

### (2) コミュニティ活動の活性化

地域からのまちづくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動、地域の文化活動など様々な分野における活動の活発化を促進し、ソフト事業などを活用した支援を図ります。また、コミュニティの重要性等についての広報・啓発によりコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動のあり方や、区や組の適正規模の検討などコミュニティ機能の向上に向けた体制づくりを促進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) コミュニティ施設の整備	・ コミュニティ施設等整備事業
(2) コミュニティ活動の活性化	・ 自治会等運営事業 ・ まちづくり推進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
コミュニティ活動に参加している市民の割合	%	—		コミュニティ意識の高揚を図り、活動の活発化を促進し支援を図ります。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・ 地域社会を支える主体として地域活動に積極的に参加します。	【地域・団体】 ・ 地域の課題・問題について、コミュニティでの課題解決に努めます。

## 第3節 男女共同参画・人権の尊重

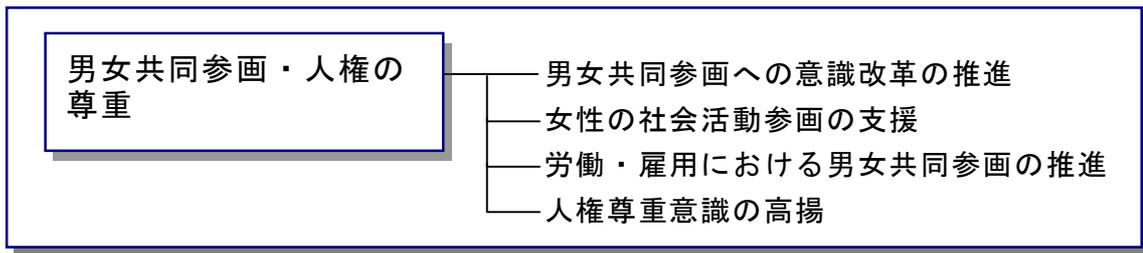
### 現状と課題

- 人々の生活様式の変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、社会のあらゆる分野において女性の能力発揮や役割への期待がますます高まっています。
- 国においては、平成 17 年 12 月に第2次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立など少子化対策のほか、防災や地域おこし、観光、環境等の新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進の必要性等を示しています。
- 本市においては、男女共同参画プラン推進委員会を中心に甲州市男女共同参画プラン「甲州フルーティー夢プラン」を平成 18 年度に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- プランを総合的、体系的に推進するには、市が率先して取り組んでいくことはもちろんですが、男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、行政等が一体となって取り組んでいくことが重要です。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。
- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見をなくし、すべての市民が平等に尊重され、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めていく必要があります。

### 施策の目的

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画プランに基づき、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。また、性別だけでなくすべての人が差別や偏見を受けない地域社会の実現を目指します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 男女共同参画への意識改革の推進

旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画プラン及び実施計画に基づき、フォーラムの開催や広報・啓発活動を推進します。また、学校教育、家庭教育、生涯学習など様々な場を通じて、男女平等の理念に基づく教育・啓発を推進します。さらに、DV\*など異性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進します。

### (2) 女性の社会活動参画の支援

各種審議会等への女性の積極的な登用や、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、社会活動への参画拡大に努めます。また、学習活動等を促進し、女性の能力向上を支援します。

### (3) 労働・雇用における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。また、仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策等の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

### (4) 人権尊重意識の高揚

あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、人権擁護委員や関係機関と連携し、啓発に努めるとともに、相談窓口の充実による体制整備や人権教育・学習機会などを通しての人権尊重意識の普及に努めます。

\* DV : Domestic Violence。配偶者等からの暴力。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 男女共同参画への意識改革の推進	・ 男女共同参画推進事業
(2) 女性の社会活動参画の支援	
(3) 労働・雇用における男女共同参画の推進	
(4) 人権尊重意識の高揚	・ 人権相談推進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合	%	—		男女共同参画の啓発活動の推進を図ります。
審議会等の附属機関における女性委員の割合	%	30.4		各種審議会等への女性の積極的な登用に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。</li> <li>・ 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。</li> <li>・ お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。</li> </ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくります。</li> <li>・ 雇用における機会均等や男女がともに能力を発揮できる職場環境を確保します。</li> </ul>

## 第4節 自治体経営

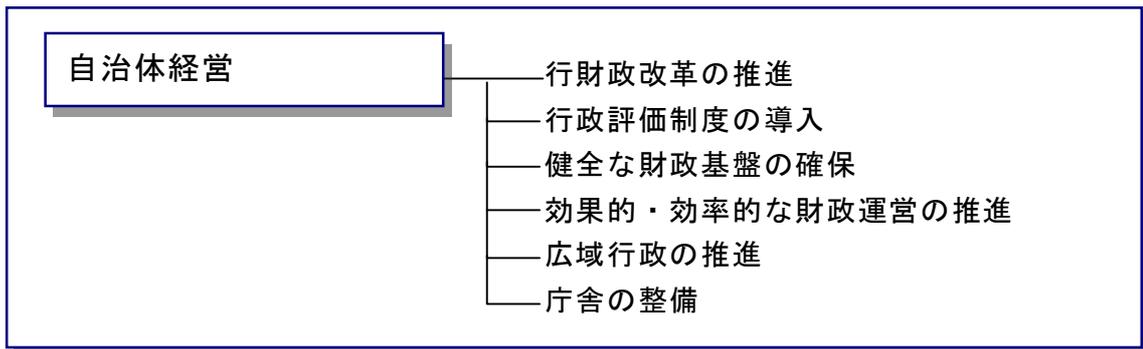
### 現状と課題

- 地方分権が一層進展し、自治体には、市民参画を基本に、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を定め、具体的な施策を自ら実行していく能力が強く求められています。
- 本市は、平成 17 年 11 月に合併し、行政組織・機構の再編を図るとともに、より効率的で自立した自治体を目指し、行財政運営を進めています。
- 社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズはこれまで以上に増大し、かつ多様化していくことが見込まれるとともに、一方では、三位一体の改革の推進等に伴い、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。
- 限られた資源（人、物、財源）で、これまでの行政サービスを維持しながら、だれもが納得できる行政運営を進めていくために、歳出の徹底した見直しや自主財源の確保など効率的で持続可能な財政運営とともに、行政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。
- 今後は、行財政の抜本的な改革を行うために策定した行政改革大綱やその実施計画、公債費負担適正化計画等に基づき、さらなる行財政改革を計画的、段階的に推進していくことが必要です。
- 消防、介護認定、自立支援認定、斎場運営、ごみ処理、水道、後期高齢者医療について他自治体と連携して広域で実施しています。今後、地方分権の進展により、地方自治体の果たす役割がますます大きくなることが予想されるため、広域的に対応することが効率的な事務事業について連携のもと実施することが求められています。

### 施策の目的

地方分権時代にふさわしい真に自立可能・持続可能な自治体経営の確立に向け、各種指針に基づき、さらなる行財政改革を強力に推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 行財政改革の推進

行政改革大綱等に基づき、行政組織・機構の改革をはじめ、事務事業の見直し、適正な定員管理、人事評価制度の確立、指定管理者制度の導入など、さらなる行財政改革を計画的、段階的に推進します。

### (2) 行政評価制度の導入

市民重視、成果重視の行政への転換と、職員の意識改革、資質向上に向け、行政評価制度を研究・導入し、限られた人材と財源をより効率的に使うため政策・施策・事業の実施・点検・見直しのサイクルを構築していきます。

### (3) 健全な財政基盤の確保

市民の理解が得られるよう、経費全般についての徹底的な見直しを行い、すべての面でその節減・合理化を図り、コスト意識の徹底を図ります。また、課税対象の的確な把握や収納率の向上対策、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等を図るとともに、市有財産の有効活用、広告料収入事業の検討など、自主財源の確保を図ります。さらに、国・県などの各種制度の有効活用を図ります。

### (4) 効果的・効率的な財政運営の推進

バランスシート\*など時代に即した財政分析・評価手法を積極的に導入し、事業効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、わかりやすい財政内容の市民へ

\* バランスシート：貸借対照表。一定時点における財政状態を表示した会計報告書。

の公表を推進し、市財政への関心と理解を深めていきます。

### (5) 広域行政の推進

広域で実施することが効率的な事務事業について、共同事務処理を推進するとともに、地方分権時代にふさわしい自治体規模について調査研究を行い、隣接する自治体との合併を検討します。

### (6) 庁舎の整備

市民にとって利用しやすく、かつ全体的な行政事務の効率化、サービスの向上などの観点から庁舎の整備について推進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 行財政改革の推進	・ 行政改革推進事業
(2) 行政評価制度の導入	
(3) 健全な財政基盤の確保	
(4) 効果的・効率的な財政運営の推進	・ 財政諸表作成事業
(5) 広域行政の推進	・ 東山梨行政事務組合負担金等
(6) 庁舎の整備	・ 庁舎等整備事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
行政改革による経費等の削減効果額	千円	320,940	640,510	行政改革大綱等に基づき事務事業の見直し、定員管理の適正化などさらなる推進に努めます。
市税徴収率（現年度分）	%	97.4	98	課税対象の適切な把握や収納率の向上対策に取り組めます。
地方債現在高の減少	円	213.3億	201.7億	公債費適正化計画等に基づき計画的な推進に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の行財政への関心を持ちます。</li><li>・ 納税者の義務を果たします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【団体】</li><li>・ 補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。</li><li>【事業者】</li><li>・ 指定管理者制度等への対応に努めます。</li><li>・ 納税者の義務を果たします。</li></ul>